

別紙 2 約款規定例 新旧対比表

以下のとおり、約款規定（下線箇所）を改定します。

※以下は代表例として約款規定を掲載しているため、ご加入の保険種類によっては、新旧対比表と「条番号が異なる場合」等があります。

1. 「Tタイプ」への保険料払込免除の導入

(1) Tタイプ

①無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・無解約払戻金型）普通保険約款

[主な改定内容]

・保険料払込免除の保障を追加します。【第2条 新設】

（約款改定日以後に保険料払込の免除事由に該当した場合を対象とします。）

・「特定障害の不担保」の契約条件が付加されている既契約については、その契約条件により不担保となっている障害によって保険料払込の免除事由が発生した場合、保険料の払込を免除しないことを規定します。【第42条 新設】

※上記の条の新設に伴い、改定前の第2条から第40条を1条ずつ繰り下げ、改定前の第41条以下を2条ずつ繰り下げます。

また、規定本文中の条番号（第〇条）を繰り下げ後の条番号に変更します。

[約款規定例／新旧対比表]

改定後		改定前	
第1章 保険金の支払および保険料の払込の免除		第1章 保険金の支払	
第1条 就業障害保険金の支払およびその免責		第1条 就業障害保険金の支払およびその免責	
① 当社は、次のとおり就業障害保険金を就業障害保険金の受取人に支払います。		① 当社は、次のとおり就業障害保険金を就業障害保険金の受取人に支払います。	
(1) 支払事由 (備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第6条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間（備-2）中に、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当した場合 （ア）身体障害者福祉法に定める障害（別表3）の級別が1級、2級または3級の障害に該当（備-3）（備-4）（備-5）したこと （イ）（ア）に定める障害に対して、身体障害者福祉法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと	(1) 支払事由 (備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第5条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間（備-2）中に、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当した場合 （ア）身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当（備-3）（備-4）（備-5）したこと （イ）（ア）に定める障害に対して、身体障害者福祉法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと
(省略)		(省略)	

## 第2条 保険料の払込の免除およびその免責

① 当社は、次のとおり保険料の払込を免除します。

(1) 免除事由 (備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第6条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険料払込期間（備-2）中に、別表3に定める特定高度障害状態に該当（備-3）（備-4）した場合。 ただし、保険料の払込の免除事由および就業障害保険金の支払事由（第1条）のいずれにも該当した場合で、就業障害保険金が支払われるときには、当社は、保険料の払込の免除を行いません。
(2) 免除する 保険料	次回払込期月（備-5）以後の保険料 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって特定高度障害状態に該当した場合には、当社は、その原因によって特定高度障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、保険料の払込の免除額を削減することがあります。
(3) 免責事由 (備-6)	保険契約者または被保険者の故意によって、被保険者が特定高度障害状態に該当した場合

② 保険料の払込を免除した場合には、次のとおりとします。

- (1) 保険料は、保険料の払込を免除した後も「払込期月の基準日」（第7・22条）ごとに払込があったものとして取り扱います。
- (2) 保険料の払込を免除した後に保険契約の自動更新（第22条）が行なわれた場合には、更新後の保険料についても、払込を免除します。
- (3) 保険料の払込を免除した後は、保険期間・保険料払込期間の短縮（第28条）および就業障害保険金額の減額（第29条）は行いません。
- (4) 保険契約者に保険料の払込を免除したことを通知します。

## 第2条 備考

(備-1) 保険料の払込を免除する場合をいいます。

(新設)

改定後	改定前
<p><u>(備－２) 保険契約を更新した場合には、更新後の保険料払込期間を含みます。</u></p> <p><u>(備－３) 特定高度障害状態について、給付責任開始の前までに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のない給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてその特定高度障害状態に該当したものと取り扱います。</u></p> <p><u>(備－４) 特定高度障害状態について、給付責任開始の前日に発病していた疾病によって該当したときでも、次の①または②の場合、その疾病によって該当した特定高度障害状態は、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって該当したものと取り扱います。</u></p> <p><u>① 当社が保険契約の締結または保険契約の復活（第４・２１条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。</u></p> <p><u>② 次の（１）および（２）のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合</u></p> <p><u>（１） 給付責任開始の前日に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。</u></p> <p><u>（２） 給付責任開始の前日に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。</u></p> <p><u>(備－５) 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第７・２２条）をいいます。</u></p> <p><u>(備－６) 免除事由（備－１）が発生した場合でも、当社が保険料の払込の免除を行わない場合をいいます。</u></p>	<p>(新設)</p>

改定後	改定前
<p><b>第3条 支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択</b></p> <p>① 就業障害保険金の支払事由（第1条）<u>または保険料の払込の免除事由（第2条）</u>が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。</p> <p>② その受取人（備－1）は、すみやかに請求に必要な書類（別表1）を当会社に提出してその請求をしてください。</p> <p>③ 就業障害保険金（備－2）は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。</p> <p>④ 就業障害保険金を支払うために確認が必要な次の（1）から（4）に掲げる場合において、保険契約の締結時から就業障害保険金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認（備－3）を行いません。この場合には、第③項の規定にかかわらず、<u>就業障害保険金（備－2）</u>を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、就業障害保険金の請求者にその旨を通知します。</p> <p>（1） 就業障害保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 就業障害保険金の支払事由に該当する事実の有無</p> <p>（2） 就業障害保険金の免責事由に該当する可能性がある場合 就業障害保険金の支払事由が発生した原因</p> <p>（3） 告知義務違反に該当する可能性がある場合 当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因</p> <p>（4） この普通保険約款に定める重大事由（第16条）、詐欺または不法取得目的（第11条）に該当する可能性がある場合 （2）もしくは（3）に定める事項、第16条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項（4）（ア）から（オ）までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは就業障害保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは就業障害保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から就業障害保険金の請求時までにおける事項</p>	<p><b>第2条 支払の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択</b></p> <p>① 就業障害保険金の支払事由（第1条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。</p> <p>② その受取人は、すみやかに請求に必要な書類（別表1）を当会社に提出してその請求をしてください。</p> <p>③ 就業障害保険金（備－1）は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店または当会社が窓口として指定した場所で支払います。</p> <p>④ 就業障害保険金を支払うために確認が必要な次の（1）から（4）に掲げる場合において、保険契約の締結時から就業障害保険金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認（備－2）を行いません。この場合には、第③項の規定にかかわらず、<u>就業障害保険金（備－1）</u>を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、当会社は、就業障害保険金の請求者にその旨を通知します。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（4） この普通保険約款に定める重大事由（第15条）、詐欺または不法取得目的（第10条）に該当する可能性がある場合 （2）もしくは（3）に定める事項、第15条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項（3）（ア）から（オ）までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは就業障害保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは就業障害保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から就業障害保険金の請求時までにおける事項</p>

改定後	改定前
<p>⑤ 第④項の確認をするため、次の（１）から（４）に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第③項および第④項の規定にかかわらず、就業障害保険金（備－２）を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の（１）から（４）に定める日数（備－４）を経過する日とします。この場合、当会社は、就業障害保険金の請求者にその旨を通知します。</p> <p>（１） 第④項（１）から（４）に定める事項についての弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 １８０日</p> <p>（２） 第④項（１）から（４）に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 １８０日</p> <p>（３） 第④項（１）から（４）に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または就業障害保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第④項（１）から（４）に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 １８０日</p> <p>（４） 第④項（１）から（４）に定める事項についての日本国外における調査 １８０日</p> <p>⑥ 第④項または第⑤項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または就業障害保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（備－５）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は就業障害保険金を支払いません。</p> <p>⑦ <u>保険料の払込の免除についても、第③項から第⑥項の規定を準用します。</u></p>	<p>⑤ 第④項の確認をするため、次の（１）から（４）に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第③項および第④項の規定にかかわらず、就業障害保険金（備－１）を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の（１）から（４）に定める日数（備－３）を経過する日とします。この場合、当会社は、就業障害保険金の請求者にその旨を通知します。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>⑥ 第④項または第⑤項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または就業障害保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（備－４）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は就業障害保険金を支払いません。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>

改定後	改定前
<p>⑧ <u>就業障害保険金の受取人は、就業障害保険金（備－２）を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる就業障害保険金（備－２）の額が当会社の定める金額以上であることを要します。</u></p> <p><u>第 3 条 備考</u>  <u>（備－１） 保険料の払込の免除の場合は保険契約者としてします。</u></p> <p><u>（備－２） 就業障害保険金とともに支払われることとなる金額を含みます。</u>  <u>（備－３） 当会社の指定した医師による診断を含みます。</u>  <u>（備－４） （１）から（４）の複数に該当する場合でも 180 日とします。</u>  <u>（備－５） 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。</u></p> <p><u>第 4 条 保険契約の申込、復活の請求および承諾通知</u>  ① <u>保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活（第 2 1 条）を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。</u>  （１） <u>当会社の定めた保険契約申込書または請求書</u>  （２） <u>被保険者についての当会社の定めた告知書（第 5 条）</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>③ <u>当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。</u>  （１） <u>保険契約の申込を承諾した場合</u>  <u>当会社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。</u>  （ア） <u>当会社名</u>  （イ） <u>保険契約者の氏名または名称</u>  （ウ） <u>被保険者の氏名</u>  （エ） <u>就業障害保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項</u>  （オ） <u>就業障害保険金の支払事由および保険料の払込の免除事由</u></p>	<p>⑦ <u>就業障害保険金の受取人は、就業障害保険金（備－１）を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる就業障害保険金（備－１）の額が当会社の定める金額以上であることを要します。</u></p> <p><u>第 2 条 備考</u>  <span style="float: right;">（新 設）</span></p> <p><u>（備－１） 就業障害保険金とともに支払われることとなる金額を含みます。</u>  <u>（備－２） 当会社の指定した医師による診断を含みます。</u>  <u>（備－３） （１）から（４）の複数に該当する場合でも 180 日とします。</u>  <u>（備－４） 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。</u></p> <p><u>第 3 条 保険契約の申込、復活の請求および承諾通知</u>  ① <u>保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活（第 2 0 条）を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。</u>  （１） <u>当会社の定めた保険契約申込書または請求書</u>  （２） <u>被保険者についての当会社の定めた告知書（第 4 条）</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（オ） <u>就業障害保険金の支払事由</u></p>

改定後	改定前								
(カ) 保険期間 (キ) 就業障害保険金の額 (ク) 保険料およびその払込方法〈回数〉 (ケ) 契約日 (コ) 保険証券を作成した年月日  (省 略)	(同 左)								
(省 略)									
<b>第5条 保険契約者・被保険者の告知義務</b> 当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第4・21条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者（備－1）は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者（備－1）はその医師が書面に記入した内容を確認してください。  (省 略)	(同 左)								
(省 略)									
<b>第6条 当会社の給付責任の開始および終了</b> ① 保険契約の締結または保険契約の復活の場合（第4・21条） には、当会社は、次の日から、給付責任（備－1）を開始します。 (1) 当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第1回保険料または当会社への払込を要する金額（第21条）が払い込まれた場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">(ア) 保険契約の締結の場合</td> <td>「第1回保険料が払い込まれた日」</td> </tr> <tr> <td>(イ) 保険契約の復活の場合</td> <td>「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」</td> </tr> </table> (2) 第1回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">(ア) 保険契約の締結の場合</td> <td>「第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日</td> </tr> <tr> <td>(イ) 保険契約の復活の場合</td> <td>「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日</td> </tr> </table>	(ア) 保険契約の締結の場合	「第1回保険料が払い込まれた日」	(イ) 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」	(ア) 保険契約の締結の場合	「第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日	(イ) 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日	(同 左)
(ア) 保険契約の締結の場合	「第1回保険料が払い込まれた日」								
(イ) 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」								
(ア) 保険契約の締結の場合	「第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日								
(イ) 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日								
(省 略)									
<b>第5条 当会社の給付責任の開始および終了</b> ① 保険契約の締結または保険契約の復活の場合（第3・20条） には、当会社は、次の日から、給付責任（備－1）を開始します。 (1) 当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第1回保険料または当会社への払込を要する金額（第20条）が払い込まれた場合	(同 左)								
(省 略)	(省 略)								

改定後	改定前												
(省 略)	(省 略)												
<p><u>第 6 条 備考</u>  (備 - 1) 「給付責任」とは、「就業障害保険金の支払事由 (第 1 条) または保険料の払込の免除事由 (第 2 条) が発生した場合に、当会社が、その支払または<u>払込の免除を行なう責任</u>」のことをいいます。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>第 7 条 保険料の払込方法&lt;回数&gt;および払込期月</u>  ① 第 2 回目以後の保険料は、保険料払込期間中、次の払込方法&lt;回数&gt;の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法&lt;回数&gt;によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法&lt;回数&gt;による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">払込方法&lt;回数&gt;</th> <th style="text-align: center;">払込期月の基準日</th> <th style="text-align: center;">払込方法&lt;回数&gt;による保険契約の呼称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 年 払 (毎年 1 回払込)</td> <td style="text-align: center;">契約応当日 (備 - 1) (備 - 2)</td> <td style="text-align: center;">「年払契約」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 半年 払 (毎年 2 回払込)</td> <td style="text-align: center;">契約日の半年ごとの応当日 (備 - 2)</td> <td style="text-align: center;">「半年払契約」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3) 月 払 (毎年 12 回払込)</td> <td style="text-align: center;">契約日の毎月の応当日 (備 - 2)</td> <td style="text-align: center;">「月払契約」</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>③ 「保険契約が消滅した場合」(第 1 3・1 4・1 6・1 8 条) または「<u>保険料の払込を要しなくなった場合</u>」(第 2 条) には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者 (備 - 3) に払い戻します。</p>	払込方法<回数>	払込期月の基準日	払込方法<回数>による保険契約の呼称	(1) 年 払 (毎年 1 回払込)	契約応当日 (備 - 1) (備 - 2)	「年払契約」	(2) 半年 払 (毎年 2 回払込)	契約日の半年ごとの応当日 (備 - 2)	「半年払契約」	(3) 月 払 (毎年 12 回払込)	契約日の毎月の応当日 (備 - 2)	「月払契約」	<p><u>第 5 条 備考</u>  (備 - 1) 「給付責任」とは、「就業障害保険金の支払事由 (第 1 条) が発生した場合に、当会社が、その支払を行なう責任」のことをいいます。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>第 6 条 保険料の払込方法&lt;回数&gt;および払込期月</u>  (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>③ 「保険契約が消滅した場合」(第 1 2・1 3・1 5・1 7 条) には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者 (備 - 3) に払い戻します。</p>
払込方法<回数>	払込期月の基準日	払込方法<回数>による保険契約の呼称											
(1) 年 払 (毎年 1 回払込)	契約応当日 (備 - 1) (備 - 2)	「年払契約」											
(2) 半年 払 (毎年 2 回払込)	契約日の半年ごとの応当日 (備 - 2)	「半年払契約」											
(3) 月 払 (毎年 12 回払込)	契約日の毎月の応当日 (備 - 2)	「月払契約」											

改定後	改定前
<p>④ <u>年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」または「保険料の払込が免除された場合」（第2条）には、それまでに払い込まれた保険料（備-4）の保険料期間（備-5）のうち、まだ経過していない期間の月数（備-6）に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」（備-7）を保険契約者（備-3）に払い戻します。ただし、保険料の払込を要しなくなった場合には、その後に保険契約が消滅したとしても「未経過保険料」の払い戻しはありません。</u></p>	<p>④ 年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」には、それまでに払い込まれた保険料（備-4）の保険料期間（備-5）のうち、まだ経過していない期間の月数（備-6）に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」（備-7）を保険契約者（備-3）に払い戻します。</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<p>⑥ <u>第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに保険料の払込の免除事由（第2条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日（第9条）までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合（備-8）には、当会社は、保険料の払込を免除しません。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第7条 備考</u></p>	<p><u>第6条 備考</u></p>
<p>(備-1) 契約日(第6条)の毎年の応当日をいいます。  (備-2) 応当日がない場合には、その月の末日とします。  (備-3) 就業障害保険金を支払う場合には、その受取人とします。</p>	<p>(備-1) 契約日(第5条)の毎年の応当日をいいます。</p> <p>(同左)</p>
<p>(備-4) 第⑤項または第10条「<u>払込猶予期間中または失効取消期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱</u>」<u>第①項の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。</u></p>	<p>(備-4) 第⑤項または第9条「<u>払込猶予期間中または失効取消期間中に支払事由が発生した場合の保険料の取扱</u>」の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。</p>
<p>(備-5) その保険料の払込期月の基準日(備-9)から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。</p>	<p>(備-5) その保険料の払込期月の基準日(備-8)から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。</p>
<p>(備-6) 次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間(備-5)の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日(備-2)(備-9)から次の契約日の毎月の応当日(備-2)の前日までの期間を1ヵ月として計算し、1ヵ月未満の期間は切り捨てます。</p>	<p>(備-6) 次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間(備-5)の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日(備-2)(備-8)から次の契約日の毎月の応当日(備-2)の前日までの期間を1ヵ月として計算し、1ヵ月未満の期間は切り捨てます。</p>
<p>(備-7) 保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。</p>	<p>(同左)</p>

改定後	改定前
<p><u>(備－８) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>(備－９) 第１回保険料の場合には、契約日とします。</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>第１０条 払込猶予期間中または失効取消期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>② 払込猶予期間中に保険料の払込の免除事由（第２条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合（備－２）には、当会社は、保険料の払込を免除しません。</u></p> <p><u>③ 失効取消期間（第９条）中に就業障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した場合で、失効取消期間中に失効取消にかかる延滞保険料（第９条）が払い込まれたとき（備－３）には、当会社は、就業障害保険金の支払または保険料の払込の免除を行ないます。</u></p> <p><u>第１０条 備考</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>(備－２) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(備－８) 第１回保険料の場合には、契約日とします。</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>第９条 払込猶予期間中または失効取消期間中に支払事由が発生した場合の保険料の取扱</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>② 失効取消期間（第８条）中に就業障害保険金の支払事由が発生した場合で、失効取消期間中に失効取消にかかる延滞保険料（第８条）が払い込まれたとき（備－２）には、当会社は、就業障害保険金の支払を行ないます。</u></p> <p><u>第９条 備考</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

改定後	改定前
<p>(備－3) 失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたときには、失効取消期間満了の日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(備－2) 失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたときには、失効取消期間満了の日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</p> <p>(省 略)</p>
<p>第14条 告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等</p> <p>① 保険契約者または被保険者（備－1）が、保険契約の締結または保険契約の復活（第4・21条）の際に、当社が告知を求めた事項（第5条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。</p> <p>② 当社は、就業障害保険金の支払事由（第1条）または保険料の払込の免除事由（第2条）が発生した後も、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、次の（1）または（2）のとおりとします。</p> <p>（1） 当社は、就業障害保険金を支払いません。もし、すでにその支払を行っていた場合でも、その支払を行なった金額（備－2）を返還することを要します。</p> <p>（2） 当社は、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、（1）の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。</p> <p>③ 第②項の場合でも、就業障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または就業障害保険金の受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第13条 告知義務違反による保険契約の解除および保険金の不支払等</p> <p>① 保険契約者または被保険者（備－1）が、保険契約の締結または保険契約の復活（第3・20条）の際に、当社が告知を求めた事項（第4条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。</p> <p>② 当社は、就業障害保険金の支払事由（第1条）が発生した後も、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、当社は、就業障害保険金を支払いません。もし、すでにその支払を行っていた場合でも、その支払を行なった金額（備－2）を返還することを要します。</p> <p>③ 第②項の場合でも、就業障害保険金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または就業障害保険金の受取人が証明した場合には、その支払を行ないます。</p> <p>(省 略)</p>

改定後	改定前
<p><u>第15条</u> 保険契約を解除できない場合</p> <p>① 当社は、次の（１）から（５）のどれかに該当した場合には、<u>第14条</u>に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>（５） 保険契約が、給付責任開始の日（<u>第6条</u>）からその日を含めて2年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて2年以内に、解除の原因となる事実により、<u>第1条第①項（１）「支払事由」（ア）</u>に規定する障害に該当したときまたは<u>保険料の払込の免除事由（第2条）</u>が発生したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続した後でも、<u>第14条</u>に規定する保険契約の解除をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><u>第16条</u> 重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等</p> <p>① 当社は、次の（１）から（５）のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向けて解除することができます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><u>（２） 保険契約者または被保険者が当社にこの保険契約の保険料の払込の免除（第2条）を行なわせる目的で、事故招致（備－１）をした場合</u></p> <p><u>（３） この保険契約の就業障害保険金の支払請求またはこの保険契約の保険料の払込の免除の請求に関し、就業障害保険金の受取人（備－２）に詐欺行為（備－１）があった場合</u></p> <p><u>（４） 保険契約者、被保険者または就業障害保険金の受取人が、次の（ア）から（オ）のどれかに該当する場合</u></p> <p>（ア） 反社会的勢力（<u>備－３</u>）に該当すると認められること</p> <p>（イ） 反社会的勢力（<u>備－３</u>）に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること</p> <p>（ウ） 反社会的勢力（<u>備－３</u>）を不当に利用していると認められること</p>	<p><u>第14条</u> 保険契約を解除できない場合</p> <p>① 当社は、次の（１）から（５）のどれかに該当した場合には、<u>第13条</u>に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>（５） 保険契約が、給付責任開始の日（<u>第5条</u>）からその日を含めて2年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて2年以内に、解除の原因となる事実により、<u>第1条第①項（１）「支払事由」（ア）</u>に規定する障害に該当したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続した後でも、<u>第13条</u>に規定する保険契約の解除をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><u>第15条</u> 重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等</p> <p>① 当社は、次の（１）から（４）のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向けて解除することができます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p><u>（２） この保険契約の就業障害保険金の支払請求に関し、就業障害保険金の受取人に詐欺行為（備－１）があった場合</u></p> <p><u>（３） 保険契約者、被保険者または就業障害保険金の受取人が、次の（ア）から（オ）のどれかに該当する場合</u></p> <p>（ア） 反社会的勢力（<u>備－２</u>）に該当すると認められること</p> <p>（イ） 反社会的勢力（<u>備－２</u>）に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること</p> <p>（ウ） 反社会的勢力（<u>備－２</u>）を不当に利用していると認められること</p>

改定後	改定前
<p>(工) 保険契約者または就業障害保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力 <u>(備-3)</u> がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること</p> <p>(オ) その他反社会的勢力 <u>(備-3)</u> と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること</p> <p><u>(5)</u> 当社の保険契約者、被保険者または就業障害保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする (1) から <u>(4)</u> と同等の重大な事由がある場合 <u>(備-4)</u></p> <p>② 当社は、就業障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後も、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、次の (1) または (2) のとおりとします。</p> <p><u>(1)</u> 当社は、第①項に定める事由が生じた時以後に就業障害保険金の支払事由が発生した場合、その支払事由による就業障害保険金の支払を行いません。もし、すでにその支払を行っていた場合でも、その支払を行なった金額 <u>(備-5)</u> を返還することを要します。</p> <p><u>(2)</u> 当社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、(1) の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p><u>第16条 備考</u>  <u>(備-1)</u> 未遂を含みます。</p> <p><u>(備-2)</u> 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。</p> <p><u>(備-3)</u> 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。</p>	<p>(工) 保険契約者または就業障害保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力 <u>(備-2)</u> がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること</p> <p>(オ) その他反社会的勢力 <u>(備-2)</u> と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること</p> <p><u>(4)</u> 当社の保険契約者、被保険者または就業障害保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする (1) から <u>(3)</u> と同等の重大な事由がある場合 <u>(備-3)</u></p> <p>② 当社は、就業障害保険金の支払事由が発生した後も、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、当社は、第①項に定める事由が生じた時以後に就業障害保険金の支払事由が発生していたとしても、その支払事由による就業障害保険金の支払を行いません。もし、すでにその支払を行っていた場合でも、その支払を行なった金額 <u>(備-4)</u> を返還することを要します。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p><u>第15条 備考</u>  } (同左)  } (新設)</p> <p><u>(備-2)</u> 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。</p>

改定後	改定前
<p>(備 - 4) 例えば、他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者もしくは就業障害保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。</p> <p>(備 - 5) この保険契約の解除に際し、当社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>第28条</u> 保険期間・保険料払込期間の短縮</p> <p>① 保険契約者は、当社の承諾を得て、保険期間および保険料払込期間を短縮することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当社に提出してください。ただし、短縮後の保険期間および保険料払込期間が当社の定めた取扱範囲外となる場合には短縮することはできません。</p> <p>② 保険期間および保険料払込期間を短縮した場合には、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(2) 保険料は、次回払込期月 <u>(第2条)</u> からあらためます。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>第38条</u> 時効による請求権の消滅</p> <p>就業障害保険金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利または保険料の払込の免除を請求する権利は、これらを行することができる時から3年間行使しない場合には、消滅します。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>(備 - 3) 例えば、他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者もしくは就業障害保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。</p> <p>(備 - 4) この保険契約の解除に際し、当社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>第27条</u> 保険期間・保険料払込期間の短縮</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(2) 保険料は、次回払込期月 <u>(備 - 1)</u> からあらためます。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>第27条</u> 備考</p> <p><u>(備 - 1) 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第6・21条）をいいます。</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>第37条</u> 時効による請求権の消滅</p> <p>就業障害保険金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利は、これらを行することができる時から3年間行使しない場合には、消滅します。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

改定後	改定前
<p><b>第41条</b> 契約条件を付加して締結した保険契約の取扱</p> <p>① 保険契約の申込（第4条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の（1）、（2）のいずれかまたはその両方の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の内容の変更等については、この第41条の規定を適用して取り扱います。</p> <p>（1） 保険料の変更 この保険契約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらかじめ計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。</p> <p>（2） 特定障害の不担保 （ア） 当会社の定めた不担保期間中に、身体障害者福祉法に定める身体障害状態（別表3）のうち、あらかじめ当社が指定した障害によって、就業障害保険金の支払事由が発生した場合には、第1条の規定にかかわらず、就業障害保険金を支払いません。 （イ） 当会社の定めた不担保期間中に、別表3に定める特定高度障害状態のうち、あらかじめ当社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第2条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。</p> <p>② 第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。</p> <p>③ 第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当社は、次の日から給付責任（第6条）を開始します。ただし、（2）に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日（備-1）を給付責任開始の日にすることができます。</p> <p>（1） 保険契約者が承諾した後に、第1回保険料が払い込まれた場合 「第1回保険料が払い込まれた日」</p> <p>（2） 第1回保険料に相当する金額（備-2）が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合 「第1回保険料に相当する金額（備-2）が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日</p>	<p><b>第40条</b> 契約条件を付加して締結した保険契約の取扱</p> <p>① 保険契約の申込（第3条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の（1）、（2）のいずれかまたはその両方の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の内容の変更等については、この第40条の規定を適用して取り扱います。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（2） 特定障害の不担保 当会社の定めた不担保期間中に、身体障害者福祉法に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当社が指定した障害によって、就業障害保険金の支払事由が発生した場合には、第1条の規定にかかわらず、就業障害保険金を支払いません。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>③ 第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当社は、次の日から給付責任（第5条）を開始します。ただし、（2）に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日（備-1）を給付責任開始の日にすることができます。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>

改定後	改定前						
<p>④ 第①項の契約条件を付加した保険契約については、次の表の(1)および(2)の取扱を、それぞれに定めた条件に該当する場合には取り扱いません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">取 扱</th> <th style="text-align: center;">条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 保険契約の更新</td> <td>次のどちらかに該当する場合 (ア) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (イ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 保険期間および保険料払込期間の短縮</td> <td>次のどちらかに該当する場合 (ア) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (イ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき</td> </tr> </tbody> </table>	取 扱	条 件	(1) 保険契約の更新	次のどちらかに該当する場合 (ア) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (イ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合	(2) 保険期間および保険料払込期間の短縮	次のどちらかに該当する場合 (ア) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (イ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき	(同 左)
取 扱	条 件						
(1) 保険契約の更新	次のどちらかに該当する場合 (ア) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (イ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合						
(2) 保険期間および保険料払込期間の短縮	次のどちらかに該当する場合 (ア) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (イ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき						
<p><u>第41条 備考</u>  (備-1) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。  (備-2) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第1回保険料に相当する金額」とみなします。</p>	(同 左)						
		<p><u>第40条 備考</u></p>					

第42条 2026年5月31日以前に申し込まれた保険契約において「特定障害の不担保」の契約条件が付加されている場合の取扱

当会社が「保険契約の申込を受けた日」が2026年5月31日以前であり、かつ、「特定障害の不担保」の契約条件が付加され、就業障害保険金の支払について下表の(1)に定める障害のうちいずれかの障害が不担保となっている保険契約においては、その不担保となっている障害の不担保期間中に、その障害と下表の同一の項目に該当する(2)に定める障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第2条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。(備-1)

項目	(1) 身体障害者福祉法に 定める身体障害状態 (備-2)	(2) 特定高度障害状態 (備-2)
視覚障害	・身体障害者福祉法に定める視覚障害	・両眼の視力を全く永久に失ったもの
音声機能、言語機能または咀嚼機能の障害	・身体障害者福祉法に定める音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	・言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
肢体不自由(上肢)	・身体障害者福祉法に定める肢体不自由(上肢)	・両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ・1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ・1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(新設)

改定後			改定前
<u>肢体不自由（下肢）</u>	<u>・身体障害者福祉法に定める肢体不自由（下肢）</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</u></li> <li>・<u>1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</u></li> <li>・<u>1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの</u></li> </ul>	（新 設）
<p><u>第 4 2 条 備考</u>  <u>（備 - 1） 「特定障害の不担保」の契約条件によって、保険料の払込の免除について、特定高度障害状態（別表 3）のうち、当社が指定した障害が不担保となっている保険契約については、第 4 1 条「契約条件を付加して締結した保険契約の取扱」の規定によって取り扱います。</u></p>			
<p><u>（備 - 2） 別表 3 に定める各障害状態をいいます。</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>			（省 略）

改定後

別表

別表1 請求書類等

① 就業障害保険金の支払および保険料の払込の免除の請求書類

項目	必要書類
1. 就業障害 保険金	(1) 就業障害保険金支払請求書 (2) 被保険者の身体障害者手帳の写し (3) 当会社の定めた様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 就業障害保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 就業障害保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券
2. 保険料の払 込の免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 当会社の定めた様式による診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 保険証券

(注1) 当社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

(注2) 当社は、1. 就業障害保険金の請求書類について、書面にかえて電磁的方法により提出することを認めることがあります。電磁的方法とは、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

(省略)

改定前

別表

別表1 請求書類等

① 就業障害保険金の支払請求書類

項目	必要書類
・就業障害保険金	(1) 就業障害保険金支払請求書 (2) 被保険者の身体障害者手帳の写し (3) 当会社の定めた様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 就業障害保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 就業障害保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券

(新設)

(同左)

(注2) 当社は、就業障害保険金の請求書類について、書面にかえて電磁的方法により提出することを認めることがあります。電磁的方法とは、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

(省略)

改定後

改定前

## 別表3 対象となる障害状態

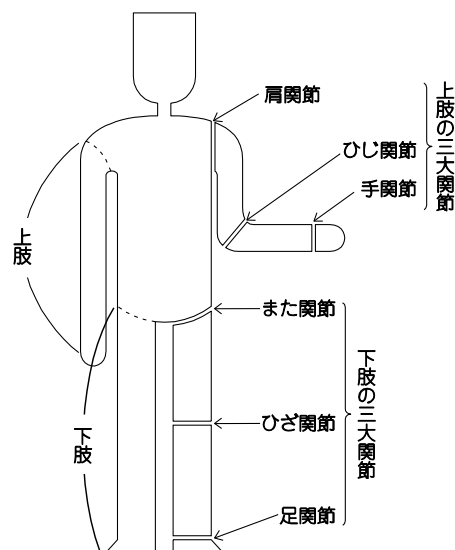
① 「身体障害者福祉法に定める身体障害状態」および「特定高度障害状態」とは、それぞれ次の状態をいいます。

項目	(1) 身体障害者福祉法に 定める身体障害状態	(2) 特定高度障害状態
1. 視覚障 害	・身体障害者福祉法に定 める視覚障害	・両眼の視力を全く永久 に失ったもの（備－ 1）
2. 聴覚障 害	・身体障害者福祉法に定 める聴覚障害	二
3. 音声機 能、言語 機能また は咀嚼機 能の障害	・身体障害者福祉法に定 める音声機能、言語機 能またはそしゃく機能の障 害	・言語またはそしゃくの機 能を全く永久に失ったも の（備－2）
4. 肢体不 自由（体 幹）	・身体障害者福祉法に定 める肢体不自由（体 幹）	二
5. 肢体不 自由（上・下 肢）	・身体障害者福祉法に定 める肢体不自由（上 肢） ・身体障害者福祉法に定 める肢体不自由（下 肢）	・両上肢とも、手関節以 上で失ったかまたはその 用を全く永久に失ったも の（備－3） ・両下肢とも、足関節以 上で失ったかまたはその 用を全く永久に失ったも の（備－3） ・1上肢を手関節以上 で失い、かつ、1下肢を 足関節以上で失ったか またはその用を全く永久 に失ったもの（備－ 3） ・1上肢の用を全く永久 に失い、かつ、1下肢を 足関節以上で失ったも の（備－3）

(新設)

改定後			改定前
6. 平衡機能障害	・身体障害者福祉法に定める平衡機能障害	二	}
7. 心臓機能障害	・身体障害者福祉法に定める心臓機能障害	二	
8. 腎臓機能障害	・身体障害者福祉法に定めるじん臓機能障害	二	
9. 呼吸器機能障害	・身体障害者福祉法に定める呼吸器機能障害	二	
10. ぼうこうまたは直腸の機能障害	・身体障害者福祉法に定めるぼうこうまたは直腸の機能障害	二	
11. 小腸機能障害	・身体障害者福祉法に定める小腸機能障害	二	
12. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	・身体障害者福祉法に定めるヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	二	
13. 肝臓機能障害	・身体障害者福祉法に定める肝臓機能障害	二	
<p>(注) 上表の「-」は、(1) または (2) の障害状態について、各項目に該当する障害状態がない場合をいいます。</p> <p>② 特定高度障害状態について、視力、言語の機能、そしゃくの機能、上肢の用または下肢の用を全く失った状態が永久に継続するものとは認められなかった場合でも、その状態が、その状態となった日からその日を含めて1年以上継続したときには、継続期間が1年となった日に永久に継続する状態となったものとして取り扱います。</p>			(新設)

③ 身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表3 備考

(備-1) 眼の障害 (視力障害)

- ① 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- ② 「視力を全く永久に失ったもの」とは、きょう正視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- ③ 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

(備-2) 言語またはそしゃくの障害

- ① 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- ② 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

(新設)

改定後	改定前
<p>(備 - 3) 「<u>上・下肢の用を全く永久に失ったもの</u>」とは、<u>完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひまたは上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。</u></p>	<p>(新 設)</p>

②無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）普通保険約款

[主な改定内容]

- ・保険料払込免除の保障を追加します。【第3条 新設】  
（約款改定日以後に保険料払込の免除事由に該当した場合を対象とします。）
  - ・「特定障害の不担保」の契約条件が付加されている既契約については、その契約条件により不担保となっている障害によって保険料払込の免除事由が発生した場合、保険料の払込を免除しないことを規定します。【第46条 新設】
- ※上記の条の新設に伴い、改定前の第3条から第44条を1条ずつ繰り下げ、改定前の第45条以下を2条ずつ繰り下げます。  
また、規定本文中の条番号（第○条）を繰り下げ後の条番号に変更します。

[約款規定例／新旧対比表]

改定後	改定前				
第1章 保険金の支払および保険料の払込の免除	第1章 保険金の支払				
<p>第1条 就業障害保険金の支払およびその免責</p> <p>① 当社は、次のとおり就業障害保険金を就業障害保険金の受取人に支払います。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) 支払事由 (備-1)</td> <td>被保険者が、給付責任開始の日（第7条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間中に、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当した場合 （ア） 身体障害者福祉法に定める障害（別表3）の級別が1級、2級または3級の障害に該当（備-2）（備-3）（備-4）したこと （イ） （ア）に定める障害に対して、身体障害者福祉法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	(1) 支払事由 (備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第7条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間中に、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当した場合 （ア） 身体障害者福祉法に定める障害（別表3）の級別が1級、2級または3級の障害に該当（備-2）（備-3）（備-4）したこと （イ） （ア）に定める障害に対して、身体障害者福祉法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと	<p>第1条 就業障害保険金の支払およびその免責</p> <p>① 当社は、次のとおり就業障害保険金を就業障害保険金の受取人に支払います。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) 支払事由 (備-1)</td> <td>被保険者が、給付責任開始の日（第6条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間中に、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当した場合 （ア） 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当（備-2）（備-3）（備-4）したこと （イ） （ア）に定める障害に対して、身体障害者福祉法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	(1) 支払事由 (備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第6条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間中に、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当した場合 （ア） 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当（備-2）（備-3）（備-4）したこと （イ） （ア）に定める障害に対して、身体障害者福祉法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと
(1) 支払事由 (備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第7条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間中に、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当した場合 （ア） 身体障害者福祉法に定める障害（別表3）の級別が1級、2級または3級の障害に該当（備-2）（備-3）（備-4）したこと （イ） （ア）に定める障害に対して、身体障害者福祉法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと				
(1) 支払事由 (備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第6条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間中に、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当した場合 （ア） 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当（備-2）（備-3）（備-4）したこと （イ） （ア）に定める障害に対して、身体障害者福祉法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと				

改定後

改定前

## 第3条 保険料の払込の免除およびその免責

① 当社は、次のとおり保険料の払込を免除します。

(1) 免除事由 (備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第7条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険料払込期間中に、別表3に定める特定高度障害状態に該当（備-2）（備-3）した場合。 ただし、保険料の払込の免除事由および就業障害保険金の支払事由（第1条）のいずれにも該当した場合で、就業障害保険金が支払われるときには、当社は、保険料の払込の免除を行いません。
(2) 免除する 保険料	次回払込期月（備-4）以後の保険料 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって特定高度障害状態に該当した場合には、当社は、その原因によって特定高度障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、保険料の払込の免除額を削減することがあります。
(3) 免責事由 (備-5)	保険契約者または被保険者の故意によって、被保険者が特定高度障害状態に該当した場合

② 保険料の払込を免除した場合には、次のとおりとします。

- (1) 保険料は、保険料の払込を免除した後も「払込期月の基準日」（第8条）ごとに払込があったものとして取り扱います。
- (2) 保険料の払込を免除した後は、保険期間・保険料払込期間の短縮（第29条）、就業障害保険金額の減額（第30条）および払済就業障害保障保険（身体障害者手帳連動型）への変更（第31条）は行ないません。
- (3) 保険契約者に保険料の払込を免除したことを通知します。

## 第3条 備考

(備-1) 保険料の払込を免除する場合をいいます。

(新設)

改定後	改定前
<p><u>(備 - 2) 特定高度障害状態について、給付責任開始の前日にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のない給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてその特定高度障害状態に該当したものとして取り扱います。</u></p> <p><u>(備 - 3) 特定高度障害状態について、給付責任開始の前日に発病していた疾病によって該当したときでも、次の①または②の場合、その疾病によって該当した特定高度障害状態は、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって該当したものとして取り扱います。</u></p> <p><u>① 当社が保険契約の締結または保険契約の復活（第5・23条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。</u></p> <p><u>② 次の（1）および（2）のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合</u></p> <p><u>（1） 給付責任開始の前日に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。</u></p> <p><u>（2） 給付責任開始の前日に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。</u></p> <p><u>(備 - 4) 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第8条）をいいます。</u></p> <p><u>(備 - 5) 免除事由（備 - 1）が発生した場合でも、当社が保険料の払込の免除を行わない場合をいいます。</u></p>	<p>(新設)</p>

改定後	改定前
<p><b>第4条 支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択</b></p> <p>① 就業障害保険金もしくは死亡給付金の支払事由（第1・2条）または保険料の払込の免除事由（第3条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。</p> <p>② その受取人（備-1）は、すみやかに請求に必要な書類（別表1）を当会社に提出してその請求をしてください。</p> <p>③ 会社等の団体（備-2）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その会社等の団体（備-2）から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体（備-2）が当該保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等（備-3）として死亡退職金等（備-3）の受給者に支払う場合には、死亡給付金の請求の際に、その受取人は、（1）または（2）の書類および（3）の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等（備-3）の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。</p> <p>（1） 死亡退職金等（備-3）の受給者の請求内容確認書  （2） 死亡退職金等（備-3）の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類  （3） 保険契約者である会社等の団体（備-2）が受給者本人であることを確認した書類</p> <p>④ 就業障害保険金または死亡給付金（備-4）は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店または当社が窓口として指定した場所で支払います。</p> <p>⑤ 就業障害保険金または死亡給付金を支払うために確認が必要な次の（1）から（4）に掲げる場合において、保険契約の締結時から就業障害保険金または死亡給付金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認（備-5）を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、就業障害保険金または死亡給付金（備-4）を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて4・5日を経過する日とします。また、当社は、就業障害保険金または死亡給付金の請求者にその旨を通知します。</p>	<p><b>第3条 支払の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択</b></p> <p>① 就業障害保険金または死亡給付金の支払事由（第1・2条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。</p> <p>② その受取人は、すみやかに請求に必要な書類（別表1）を当会社に提出してその請求をしてください。</p> <p>③ 会社等の団体（備-1）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その会社等の団体（備-1）から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体（備-1）が当該保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等（備-2）として死亡退職金等（備-2）の受給者に支払う場合には、死亡給付金の請求の際に、その受取人は、（1）または（2）の書類および（3）の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等（備-2）の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。</p> <p>（1） 死亡退職金等（備-2）の受給者の請求内容確認書  （2） 死亡退職金等（備-2）の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類  （3） 保険契約者である会社等の団体（備-1）が受給者本人であることを確認した書類</p> <p>④ 就業障害保険金または死亡給付金（備-3）は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店または当社が窓口として指定した場所で支払います。</p> <p>⑤ 就業障害保険金または死亡給付金を支払うために確認が必要な次の（1）から（4）に掲げる場合において、保険契約の締結時から就業障害保険金または死亡給付金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認（備-4）を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、就業障害保険金または死亡給付金（備-3）を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて4・5日を経過する日とします。また、当社は、就業障害保険金または死亡給付金の請求者にその旨を通知します。</p>

改定後	改定前
<p>(1) 就業障害保険金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 就業障害保険金または死亡給付金の支払事由に該当する事実の有無</p> <p>(2) 就業障害保険金または死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合 就業障害保険金または死亡給付金の支払事由が発生した原因</p> <p>(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合 当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因</p> <p>(4) この普通保険約款に定める重大事由(第17条)、詐欺または不法取得目的(第12条)に該当する可能性がある場合 (2)もしくは(3)に定める事項、第17条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項(5)(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは就業障害保険金もしくは死亡給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から就業障害保険金もしくは死亡給付金の請求時までにおける事項</p> <p>⑥ 第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、就業障害保険金または死亡給付金(備-4)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-6)を経過する日とします。この場合、当会社は、就業障害保険金または死亡給付金の請求者にその旨を通知します。</p> <p>(1) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日</p> <p>(2) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日</p>	<p>(同左)</p> <p>(4) この普通保険約款に定める重大事由(第16条)、詐欺または不法取得目的(第11条)に該当する可能性がある場合 (2)もしくは(3)に定める事項、第16条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項(4)(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは就業障害保険金もしくは死亡給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から就業障害保険金もしくは死亡給付金の請求時までにおける事項</p> <p>⑥ 第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、就業障害保険金または死亡給付金(備-3)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-5)を経過する日とします。この場合、当会社は、就業障害保険金または死亡給付金の請求者にその旨を通知します。</p> <p>(同左)</p>

改定後	改定前
<p>(3) 第⑤項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第⑤項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日</p> <p>(4) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日</p> <p>⑦ 第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-7)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は就業障害保険金または死亡給付金を支払いません。</p> <p>⑧ <u>保険料の払込の免除についても、第④項から第⑦項の規定を準用します。</u></p> <p>⑨ <u>解約払戻金(第22条)の支払請求があった場合についても、第④項と同様に取り扱います。</u></p> <p>⑩ <u>就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人は、就業障害保険金または死亡給付金(備-4)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる就業障害保険金または死亡給付金(備-4)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。</u></p> <p>第4条 備考 <u>(備-1) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者として。</u></p> <p><u>(備-2) 「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。</u></p> <p><u>(備-3) 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。</u></p>	<p>(同左)</p> <p>⑦ 第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-6)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は就業障害保険金または死亡給付金を支払いません。</p> <p>(新設)</p> <p>⑧ <u>解約払戻金(第21条)の支払請求があった場合についても、第④項と同様に取り扱います。</u></p> <p>⑨ <u>就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人は、就業障害保険金または死亡給付金(備-3)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる就業障害保険金または死亡給付金(備-3)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。</u></p> <p>第3条 備考 (新設)</p> <p><u>(備-1) 「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。</u></p> <p><u>(備-2) 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。</u></p>

改定後	改定前
<p>(備-4) 就業障害保険金または死亡給付金とともに支払われることとなる金額を含みます。</p> <p>(備-5) 当会社の指定した医師による診断を含みます。</p> <p>(備-6) (1) から (4) の複数に該当する場合でも180日とします。</p> <p>(備-7) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。</p>	<p>(備-3) 就業障害保険金または死亡給付金とともに支払われることとなる金額を含みます。</p> <p>(備-4) 当会社の指定した医師による診断を含みます。</p> <p>(備-5) (1) から (4) の複数に該当する場合でも180日とします。</p> <p>(備-6) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。</p>
<p><b>第5条 保険契約の申込、復活の請求および承諾通知</b></p> <p>① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活(第23条)を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。</p> <p>(1) 当会社の定めた保険契約申込書または請求書</p> <p>(2) 被保険者についての当会社の定めた告知書(第6条)</p> <p>(省略)</p> <p>③ 当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。</p> <p>(1) 保険契約の申込を承諾した場合 当社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。</p> <p>(ア) 当会社名</p> <p>(イ) 保険契約者の氏名または名称</p> <p>(ウ) 被保険者の氏名</p> <p>(エ) 保険金等(備-1)の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項</p> <p>(オ) 保険金等(備-1)の支払事由および保険料の払込の免除事由</p> <p>(カ) 保険期間</p> <p>(キ) 就業障害保険金の額</p> <p>(ク) 保険料およびその払込方法(回数)</p> <p>(ケ) 解約払戻金抑制割合</p> <p>(コ) 契約日</p> <p>(サ) 保険証券を作成した年月日</p> <p>(省略)</p>	<p><b>第4条 保険契約の申込、復活の請求および承諾通知</b></p> <p>① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活(第22条)を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。</p> <p>(1) 当会社の定めた保険契約申込書または請求書</p> <p>(2) 被保険者についての当会社の定めた告知書(第5条)</p> <p>(省略)</p> <p>(同左)</p> <p>(オ) 保険金等(備-1)の支払事由</p> <p>(同左)</p> <p>(省略)</p>

改定後	改定前								
<p><b>第6条 保険契約者・被保険者の告知義務</b>            当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第5・23条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者（備－1）は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者（備－1）はその医師が書面に記入した内容を確認してください。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><b>第7条 当会社の給付責任の開始および終了</b>            ① 保険契約の締結または保険契約の復活の場合（第5・23条）には、当会社は、次の日から、給付責任（備－1）を開始します。            （1） 当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第1回保険料または当会社への払込を要する金額（第23条）が払い込まれた場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">（ア） 保険契約の締結の場合</td> <td>「第1回保険料が払い込まれた日」</td> </tr> <tr> <td>（イ） 保険契約の復活の場合</td> <td>「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」</td> </tr> </table> <p>（2） 第1回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">（ア） 保険契約の締結の場合</td> <td>「第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日</td> </tr> <tr> <td>（イ） 保険契約の復活の場合</td> <td>「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><b>第7条 備考</b>            （備－1） 「給付責任」とは、「就業障害保険金もしくは死亡給付金の支払事由（第1・2条）または保険料の払込の免除事由（第3条）が発生した場合に、当会社が、その支払または払込の免除を行なう責任」のことをいいます。</p>	（ア） 保険契約の締結の場合	「第1回保険料が払い込まれた日」	（イ） 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」	（ア） 保険契約の締結の場合	「第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日	（イ） 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日	<p><b>第5条 保険契約者・被保険者の告知義務</b>            当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第4・22条）の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者（備－1）は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者（備－1）はその医師が書面に記入した内容を確認してください。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><b>第6条 当会社の給付責任の開始および終了</b>            ① 保険契約の締結または保険契約の復活の場合（第4・22条）には、当会社は、次の日から、給付責任（備－1）を開始します。            （1） 当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第1回保険料または当会社への払込を要する金額（第22条）が払い込まれた場合</p> <p style="text-align: center;">（同左）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><b>第6条 備考</b>            （備－1） 「給付責任」とは、「就業障害保険金または死亡給付金の支払事由（第1・2条）が発生した場合に、当会社が、その支払を行なう責任」のことをいいます。</p>
（ア） 保険契約の締結の場合	「第1回保険料が払い込まれた日」								
（イ） 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」								
（ア） 保険契約の締結の場合	「第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日								
（イ） 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日								

改定後

改定前

第8条 保険料の払込方法(回数)および払込期月

第7条 保険料の払込方法(回数)および払込期月

① 第2回目以後の保険料は、保険料払込期間中、次の払込方法(回数)の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法(回数)によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法(回数)による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。

払込方法(回数)	払込期月の基準日	払込方法(回数)による保険契約の呼称
(1) 年払(毎年1回払込)	契約応当日(備-1)(備-2)	「年払契約」
(2) 半年払(毎年2回払込)	契約日の半年ごとの応当日(備-2)	「半年払契約」
(3) 月払(毎年12回払込)	契約日の毎月の応当日(備-2)	「月払契約」

(省略)

③ 「保険契約が消滅した場合」(第14・15・17・19条)または「保険料の払込を要しなくなった場合」(第3・31条)には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④ 年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」または「保険料の払込が免除された場合」(第3条)には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。ただし、保険料の払込を要しなくなった場合には、その後に保険契約が消滅したとしても「未経過保険料」の払い戻しはありません。

(省略)

(同左)

(省略)

③ 「保険契約が消滅した場合」(第13・14・16・18条)または「保険料の払込を要しなくなった場合」(第30条)には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④ 年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。

(省略)

改定後	改定前
<p>⑥ <u>第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに保険料の払込の免除事由（第3条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日（第10条）までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まなかった場合（備－8）には、当会社は、保険料の払込を免除しません。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第8条 備考</u>  （備－1） 契約日（第7条）の毎年の応当日をいいます。   （備－2） 応当日がない場合には、その月の末日とします。  （備－3） 就業障害保険金または死亡給付金を支払う場合には、その受取人とします。   （備－4） 第⑤項または第11条「払込猶予期間中または失効取消期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱」第①項の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。  （備－5） その保険料の払込期月の基準日（備－9）から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。  （備－6） 次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間（備－5）の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日（備－2）（備－9）から次の契約日の毎月の応当日（備－2）の前日までの期間を1ヵ月として計算し、1ヵ月未満の期間は切り捨てます。   （備－7） 保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。   <u>（備－8） 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</u>   <u>（備－9） 第1回保険料の場合には、契約日とします。</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	
	<p>（同左）</p>
	<p>（同左）</p>
	<p>（新設）</p>
	<p>（省略）</p>

改定後	改定前
<p data-bbox="212 119 1115 183"><u>第 1 1 条</u> 払込猶予期間中または失効取消期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱</p> <p data-bbox="616 223 705 255">(省 略)</p> <p data-bbox="246 295 1115 470">② <u>払込猶予期間中に保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合（備 - 2）には、当社は、保険料の払込を免除しません。</u></p> <p data-bbox="246 502 1115 678">③ <u>失効取消期間（第 1 0 条）中に就業障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した場合で、失効取消期間中に失効取消にかかる延滞保険料（第 1 0 条）が払い込まれたとき（備 - 3）には、当社は、就業障害保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。</u></p> <p data-bbox="246 710 1115 885">④ <u>第 3 項の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、失効取消期間中に死亡給付金の支払事由（第 2 条）が発生したとき（備 - 4）には、当社は、死亡給付金の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、死亡給付金の支払を行いません。</u></p> <p data-bbox="246 917 459 949"><u>第 1 1 条</u> 備考</p> <p data-bbox="616 989 705 1021">(省 略)</p> <p data-bbox="246 1061 1115 1204"><u>（備 - 2） 払込猶予期間満了の日が当社の営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p> <p data-bbox="246 1236 1115 1380"><u>（備 - 3） 失効取消期間満了の日が当社の営業日でない場合、その翌営業日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたときには、失効取消期間満了の日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p>	<p data-bbox="1124 119 2022 183"><u>第 1 0 条</u> 払込猶予期間中または失効取消期間中に支払事由が発生した場合の保険料の取扱</p> <p data-bbox="1512 223 1601 255">(省 略)</p> <p data-bbox="1512 359 1601 391">(新 設)</p> <p data-bbox="1153 502 2022 646">② <u>失効取消期間（第 9 条）中に就業障害保険金の支払事由が発生した場合で、失効取消期間中に失効取消にかかる延滞保険料（第 9 条）が払い込まれたとき（備 - 2）には、当社は、就業障害保険金の支払を行いません。</u></p> <p data-bbox="1153 710 2022 885">③ <u>第 2 項の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、失効取消期間中に死亡給付金の支払事由（第 2 条）が発生したとき（備 - 3）には、当社は、死亡給付金の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、死亡給付金の支払を行いません。</u></p> <p data-bbox="1153 917 1366 949"><u>第 1 0 条</u> 備考</p> <p data-bbox="1512 989 1601 1021">(省 略)</p> <p data-bbox="1512 1093 1601 1125">(新 設)</p> <p data-bbox="1153 1236 2022 1380"><u>（備 - 2） 失効取消期間満了の日が当社の営業日でない場合、その翌営業日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたときには、失効取消期間満了の日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p>

改定後	改定前
<p>(備 - 4) 失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに死亡給付金の支払事由が発生したときには、失効取消期間中に死亡給付金の支払事由が発生したものととして取り扱います。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(備 - 3) 失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに死亡給付金の支払事由が発生したときには、失効取消期間中に死亡給付金の支払事由が発生したものととして取り扱います。</p> <p>(省 略)</p>
<p>第15条 告知義務違反による保険契約の解除および保険金・給付金の不支払等</p> <p>① 保険契約者または被保険者（備 - 1）が、保険契約の締結または保険契約の復活（第5・23条）の際に、当社が告知を求めた事項（第6条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。</p> <p>② 当社は、就業障害保険金もしくは死亡給付金の支払事由（第1・2条）または保険料の払込の免除事由（第3条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、次の（1）または（2）のとおりとします。</p> <p>（1） 当社は、就業障害保険金または死亡給付金を支払いません。もし、すでにその支払を行っていた場合でも、その支払を行なった金額（備 - 2）を返還することを要します。</p> <p>（2） 当社は、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、（1）の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。</p> <p>③ 第②項の場合でも、就業障害保険金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第14条 告知義務違反による保険契約の解除および保険金・給付金の不支払等</p> <p>① 保険契約者または被保険者（備 - 1）が、保険契約の締結または保険契約の復活（第4・22条）の際に、当社が告知を求めた事項（第5条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。</p> <p>② 当社は、就業障害保険金または死亡給付金の支払事由（第1・2条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、当社は、就業障害保険金または死亡給付金を支払いません。もし、すでにその支払を行っていた場合でも、その支払を行なった金額（備 - 2）を返還することを要します。</p> <p>③ 第②項の場合でも、就業障害保険金または死亡給付金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が証明した場合には、その支払を行ないます。</p> <p>(省 略)</p>

改定後	改定前
<p><u>第16条</u> 保険契約を解除できない場合</p> <p>① 当社は、次の（１）から（５）のどれかに該当した場合には、<u>第15条</u>に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>（５） 保険契約が、給付責任開始の日（<u>第7条</u>）からその日を含めて2年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて2年以内に、解除の原因となる事実により、<u>第1条第①項（１）「支払事由」（ア）</u>に規定する障害に該当したときまたは<u>保険料の払込の免除事由（第3条）</u>が発生したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続した後でも、<u>第15条</u>に規定する保険契約の解除をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><u>第17条</u> 重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等</p> <p>① 当社は、次の（１）から（６）のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><u>（３） 保険契約者または被保険者が当社にこの保険契約の保険料の払込の免除（第3条）を行なわせる目的で、事故招致（備－１）をした場合</u></p> <p><u>（４） この保険契約の就業障害保険金もしくは死亡給付金の支払請求またはこの保険契約の保険料の払込の免除の請求に関し、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人（備－３）に詐欺行為（備－１）があった場合</u></p> <p><u>（５） 保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が、次の（ア）から（オ）のどれかに該当する場合</u></p> <p style="margin-left: 2em;">（ア） 反社会的勢力（<u>備－４</u>）に該当すると認められること</p> <p style="margin-left: 2em;">（イ） 反社会的勢力（<u>備－４</u>）に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること</p> <p style="margin-left: 2em;">（ウ） 反社会的勢力（<u>備－４</u>）を不当に利用していると認められること</p>	<p><u>第15条</u> 保険契約を解除できない場合</p> <p>① 当社は、次の（１）から（５）のどれかに該当した場合には、<u>第14条</u>に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>（５） 保険契約が、給付責任開始の日（<u>第6条</u>）からその日を含めて2年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて2年以内に、解除の原因となる事実により、<u>第1条第①項（１）「支払事由」（ア）</u>に規定する障害に該当したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続した後でも、<u>第14条</u>に規定する保険契約の解除をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><u>第16条</u> 重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等</p> <p>① 当社は、次の（１）から（５）のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p><u>（３） この保険契約の就業障害保険金または死亡給付金の支払請求に関し、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人に詐欺行為（備－１）があった場合</u></p> <p><u>（４） 保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が、次の（ア）から（オ）のどれかに該当する場合</u></p> <p style="margin-left: 2em;">（ア） 反社会的勢力（<u>備－３</u>）に該当すると認められること</p> <p style="margin-left: 2em;">（イ） 反社会的勢力（<u>備－３</u>）に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること</p> <p style="margin-left: 2em;">（ウ） 反社会的勢力（<u>備－３</u>）を不当に利用していると認められること</p>

改定後	改定前
<p>(工) 保険契約者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力（備－４）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること</p> <p>(オ) その他反社会的勢力（備－４）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること</p> <p><u>(６) 当社の保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする（１）から（５）と同等の重大な事由がある場合（備－５）</u></p> <p>② 当社は、<u>就業障害保険金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、次の（１）または（２）のとおりとします。</u></p> <p><u>(１) 当社は、第①項に定める事由が生じた時以後に就業障害保険金または死亡給付金の支払事由が発生した場合、その支払事由による就業障害保険金（備－６）または死亡給付金（備－６）の支払を行いません。もし、すでにその支払を行っていた場合でも、その支払を行なった金額（備－７）を返還することを要します。</u></p> <p><u>(２) 当社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、（１）の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。</u></p> <p>(省 略)</p> <p>④ この第 1 7 条によってこの保険契約を解除した場合、保険契約に解約払戻金（第 2 2 条）があるときには、当社は、<u>解約払戻金（備－８）</u>を保険契約者に支払います。</p> <p>第 1 7 条 備考 (備－１) 未遂を含みます。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(工) 保険契約者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力（備－３）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること</p> <p>(オ) その他反社会的勢力（備－３）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること</p> <p><u>(５) 当社の保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする（１）から（４）と同等の重大な事由がある場合（備－４）</u></p> <p>② 当社は、<u>就業障害保険金または死亡給付金の支払事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、当社は、第①項に定める事由が生じた時以後に就業障害保険金または死亡給付金の支払事由が発生していたとしても、その支払事由による就業障害保険金（備－５）または死亡給付金（備－５）の支払を行いません。もし、すでにその支払を行っていた場合でも、その支払を行なった金額（備－６）を返還することを要します。</u></p> <p>(省 略)</p> <p>④ この第 1 6 条によってこの保険契約を解除した場合、保険契約に解約払戻金（第 2 1 条）があるときには、当社は、<u>解約払戻金（備－７）</u>を保険契約者に支払います。</p> <p>第 1 6 条 備考 (同 左)</p> <p>(省 略)</p>

改定後	改定前
<p>(備-3) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。</p> <p>(備-4) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。</p> <p>(備-5) 例えば、他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人もしくは死亡給付金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。</p> <p>(備-6) 第①項(5)のみに該当した場合で、第①項(5)(ア)から(オ)までに該当したのが就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人のみであり、その就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が就業障害保険金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の就業障害保険金または死亡給付金とします。</p> <p>(備-7) この保険契約の解除に際し、当社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。</p> <p>(備-8) 第①項(5)のみに該当した場合で、就業障害保険金または死亡給付金の一部の受取人に対して第②項(1)の規定を適用し、その受取人の受取部分の就業障害保険金または死亡給付金を支払わないときは、その支払わない部分についての解約払戻金とします。</p> <p>(省略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(備-3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。</p> <p>(備-4) 例えば、他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人もしくは死亡給付金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。</p> <p>(備-5) 第①項(4)のみに該当した場合で、第①項(4)(ア)から(オ)までに該当したのが就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人のみであり、その就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が就業障害保険金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の就業障害保険金または死亡給付金とします。</p> <p>(備-6) この保険契約の解除に際し、当社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。</p> <p>(備-7) 第①項(4)のみに該当した場合で、就業障害保険金または死亡給付金の一部の受取人に対して第②項の規定を適用し、その受取人の受取部分の就業障害保険金または死亡給付金を支払わないときは、その支払わない部分についての解約払戻金とします。</p> <p>(省略)</p>

改定後	改定前
<p><u>第29条</u> 保険期間・保険料払込期間の短縮</p> <p>① 保険契約者は、当会社の承諾を得て、保険期間および保険料払込期間を短縮することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。ただし、短縮後の保険期間および保険料払込期間が当会社の定めた取扱範囲外となる場合には短縮することはできません。</p> <p>② 保険期間および保険料払込期間を短縮した場合には、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>（2） 保険料は、次回払込期月 <u>（第3条）</u> からあらためます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><u>第42条</u> 時効による請求権の消滅</p> <p>就業障害保険金、死亡給付金、解約払戻金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利または保険料の払込の免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には、消滅します。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p><u>第28条</u> 保険期間・保険料払込期間の短縮</p> <p style="text-align: center;">（同左）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>（2） 保険料は、次回払込期月 <u>（備-1）</u> からあらためます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><u>第28条</u> 備考</p> <p><u>（備-1） 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第7条）をいいます。</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><u>第41条</u> 時効による請求権の消滅</p> <p>就業障害保険金、死亡給付金、解約払戻金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には、消滅します。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

改定後	改定前
<p><b>第45条 契約条件を付加して締結した保険契約の取扱</b></p> <p>① 保険契約の申込（第5条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の（1）、（2）のいずれかまたはその両方の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の内容の変更等については、この第45条の規定を適用して取り扱います。</p> <p>（1） 保険料の変更 この保険契約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらかじめ計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。</p> <p>（2） 特定障害の不担保 （ア） 当会社の定めた不担保期間中に、身体障害者福祉法に定める身体障害状態（別表3）のうち、あらかじめ当社が指定した障害によって、就業障害保険金の支払事由が発生した場合には、第1条の規定にかかわらず、就業障害保険金を支払いません。 （イ） 当会社の定めた不担保期間中に、別表3に定める特定高度障害状態のうち、あらかじめ当社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第3条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。</p> <p>② 第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。</p> <p>③ 第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当社は、次の日から給付責任（第7条）を開始します。ただし、（2）に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日（備-1）を給付責任開始の日にすることができます。</p> <p>（1） 保険契約者が承諾した後に、第1回保険料が払い込まれた場合 「第1回保険料が払い込まれた日」</p> <p>（2） 第1回保険料に相当する金額（備-2）が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合 「第1回保険料に相当する金額（備-2）が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日</p>	<p><b>第44条 契約条件を付加して締結した保険契約の取扱</b></p> <p>① 保険契約の申込（第4条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の（1）、（2）のいずれかまたはその両方の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の内容の変更等については、この第44条の規定を適用して取り扱います。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（2） 特定障害の不担保 当会社の定めた不担保期間中に、身体障害者福祉法に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当社が指定した障害によって、就業障害保険金の支払事由が発生した場合には、第1条の規定にかかわらず、就業障害保険金を支払いません。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>③ 第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当社は、次の日から給付責任（第6条）を開始します。ただし、（2）に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日（備-1）を給付責任開始の日にすることができます。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>

改定後	改定前									
<p>④ 第①項の契約条件を付加した保険契約については、保険期間および保険料払込期間の短縮を、次の（１）または（２）に該当する場合には取り扱いません。</p> <p>（１） 「保険料の変更」の条件を付加した場合</p> <p>（２） 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき</p> <p><u>第４５条 備考</u></p> <p>（備－１） 第①項（１）の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。</p> <p>（備－２） 第①項（１）の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第１回保険料に相当する金額」とみなします。</p> <p><u>第４６条 ２０２６年５月３１日以前に申し込まれた保険契約において「特定障害の不担保」の契約条件が付加されている場合の取扱</u></p> <p>当会社が「保険契約の申込を受けた日」が<u>２０２６年５月３１日以前</u>であり、かつ、「特定障害の不担保」の契約条件が付加され、<u>就業障害保険金の支払について下表の（１）に定める障害のうちいずれかの障害が不担保となっている保険契約においては、その不担保となっている障害の不担保期間中に、その障害と下表の同一の項目に該当する（２）に定める障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第３条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。（備－１）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">項目</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">（１） 身体障害者福祉法に定める身体障害状態 （備－２）</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">（２） 特定高度障害状態 （備－２）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>・身体障害者福祉法に定める視覚障害</td> <td>・両眼の視力を全く永久に失ったもの</td> </tr> <tr> <td>音声機能、言語機能または咀嚼機能の障害</td> <td>・身体障害者福祉法に定める音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害</td> <td>・言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</td> </tr> </tbody> </table>	項目	（１） 身体障害者福祉法に定める身体障害状態 （備－２）	（２） 特定高度障害状態 （備－２）	視覚障害	・身体障害者福祉法に定める視覚障害	・両眼の視力を全く永久に失ったもの	音声機能、言語機能または咀嚼機能の障害	・身体障害者福祉法に定める音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	・言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	<p>（同 左）</p> <p><u>第４４条 備考</u></p> <p>（同 左）</p> <p>（新 設）</p>
項目	（１） 身体障害者福祉法に定める身体障害状態 （備－２）	（２） 特定高度障害状態 （備－２）								
視覚障害	・身体障害者福祉法に定める視覚障害	・両眼の視力を全く永久に失ったもの								
音声機能、言語機能または咀嚼機能の障害	・身体障害者福祉法に定める音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	・言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの								

改定後			改定前
<u>肢体不自由（上肢）</u>	<u>・身体障害者福祉法に定める肢体不自由（上肢）</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</u></li> <li>・<u>1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</u></li> <li>・<u>1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</u></li> </ul>	(新設)
<u>肢体不自由（下肢）</u>	<u>・身体障害者福祉法に定める肢体不自由（下肢）</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</u></li> <li>・<u>1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</u></li> <li>・<u>1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</u></li> </ul>	
<p><u>第46条 備考</u></p> <p><u>(備-1) 「特定障害の不担保」の契約条件によって、保険料の払込の免除について、特定高度障害状態（別表3）のうち、当社が指定した障害が不担保となっている保険契約については、第45条「契約条件を付加して締結した保険契約の取扱」の規定によって取り扱います。</u></p> <p><u>(備-2) 別表3に定める各障害状態をいいます。</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>			(省略)

改定後		改定前	
別表		別表	
別表1 請求書類等		別表1 請求書類等	
① 保険金等の支払および保険料の払込の免除の請求書類		① 保険金等の支払請求書類	
項目	必要書類	項目	必要書類
1. 就業障害 保険金	(1) 就業障害保険金支払請求書 (2) 被保険者の身体障害者手帳の写し (3) 当会社の定めた様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 就業障害保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 就業障害保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券	1. 就業障害 保険金	(1) 就業障害保険金支払請求書 (2) 被保険者の身体障害者手帳の写し (3) 当会社の定めた様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 就業障害保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 就業障害保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券
2. 死亡給付 金	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 当会社の定めた様式による死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券	2. 死亡給付金	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 当会社の定めた様式による死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
3. 保険料の払 込の免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 当会社の定めた様式による診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 保険証券		(新設)
(注1) 当社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。			
(注2) 当社は、1. 就業障害保険金および2. 死亡給付金の請求書類について、書面にかえて電磁的方法により提出することを認めることがあります。電磁的方法とは、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。		(同左)	

改定後  
(省略)

改定前  
(省略)

別表3 対象となる障害状態

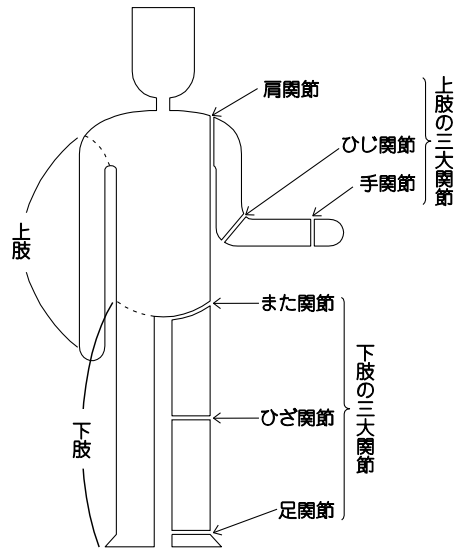
① 「身体障害者福祉法に定める身体障害状態」および「特定高度障害状態」とは、それぞれ次の状態をいいます。

項目	(1) 身体障害者福祉法に 定める身体障害状態	(2) 特定高度障害状態
1. 視覚障害	・身体障害者福祉法に定める視覚障害	・両眼の視力を全く永久に失ったもの(備-1)
2. 聴覚障害	・身体障害者福祉法に定める聴覚障害	ニ
3. 音声機能、言語機能または咀嚼機能の障害	・身体障害者福祉法に定める音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	・言語またはそしゃく機能を全く永久に失ったもの(備-2)
4. 肢体不自由(体幹)	・身体障害者福祉法に定める肢体不自由(体幹)	ニ
5. 肢体不自由(上・下肢)	・身体障害者福祉法に定める肢体不自由(上肢) ・身体障害者福祉法に定める肢体不自由(下肢)	・両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの(備-3) ・両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの(備-3) ・1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの(備-3) ・1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの(備-3)

(新設)

改定後			改定前
6. 平衡機能障害	・身体障害者福祉法に定める平衡機能障害	二	(新設)
7. 心臓機能障害	・身体障害者福祉法に定める心臓機能障害	二	
8. 腎臓機能障害	・身体障害者福祉法に定めるじん臓機能障害	二	
9. 呼吸器機能障害	・身体障害者福祉法に定める呼吸器機能障害	二	
10. ぼうこうまたは直腸の機能障害	・身体障害者福祉法に定めるぼうこうまたは直腸の機能障害	二	
11. 小腸機能障害	・身体障害者福祉法に定める小腸機能障害	二	
12. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	・身体障害者福祉法に定めるヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	二	
13. 肝臓機能障害	・身体障害者福祉法に定める肝臓機能障害	二	
<p>(注) 上表の「-」は、(1) または (2) の障害状態について、各項目に該当する障害状態がない場合をいいます。</p> <p>② 特定高度障害状態について、視力、言語の機能、そしゃくの機能、上肢の用または下肢の用を全く失った状態が永久に継続するものとは認められなかった場合でも、その状態が、その状態となった日からその日を含めて1年以上継続したときには、継続期間が1年となった日に永久に継続する状態となったものとして取り扱います。</p>			

③ 身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表 3 備考

(備 - 1) 眼の障害 (視力障害)

- ① 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- ② 「視力を全く永久に失ったもの」とは、きょう正視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- ③ 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

(備 - 2) 言語またはそしゃくの障害

- ① 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- ② 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

(新設)

改定後	改定前
<p>(備 - 3) 「<u>上・下肢の用を全く永久に失ったもの</u>」とは、<u>完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。</u></p>	<p>(新 設)</p>

③無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動型）普通保険約款

[主な改定内容]

- ・保険料払込免除の保障を追加します。【第3条 新設】  
（約款改定日以後に保険料払込の免除事由に該当した場合を対象とします。）
  - ・「特定障害の不担保」の契約条件が付加されている既契約については、その契約条件により不担保となっている障害によって保険料払込の免除事由が発生した場合、保険料の払込を免除しないことを規定します。【第4条 新設】
- ※上記の条の新設に伴い、改定前の第3条から第4条を1条ずつ繰り下げ、改定前の第4条以下を2条ずつ繰り下げます。  
また、規定本文中の条番号（第○条）を繰り下げ後の条番号に変更します。

[約款規定例／新旧対比表]

改定後		改定前			
第1章 保険金の支払および保険料の払込の免除		第1章 保険金の支払			
第1条 就業障害保険金の支払およびその免責		第1条 就業障害保険金の支払およびその免責			
① 当社は、次のとおり就業障害保険金を就業障害保険金の受取人に支払います。		① 当社は、次のとおり就業障害保険金を就業障害保険金の受取人に支払います。			
<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) 支払事由（備-1）</td> <td>被保険者が、給付責任開始の日（第7条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間（備-2）中に、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当した場合 （ア） 身体障害者福祉法に定める障害（別表3）の級別が1級、2級または3級の障害に該当（備-3）（備-4）（備-5）したこと （イ） （ア）に定める障害に対して、身体障害者福祉法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと</td> </tr> </table>	(1) 支払事由（備-1）	被保険者が、給付責任開始の日（第7条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間（備-2）中に、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当した場合 （ア） 身体障害者福祉法に定める障害（別表3）の級別が1級、2級または3級の障害に該当（備-3）（備-4）（備-5）したこと （イ） （ア）に定める障害に対して、身体障害者福祉法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと	<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">(1) 支払事由（備-1）</td> <td>被保険者が、給付責任開始の日（第6条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間（備-2）中に、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当した場合 （ア） 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当（備-3）（備-4）（備-5）したこと （イ） （ア）に定める障害に対して、身体障害者福祉法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと</td> </tr> </table>	(1) 支払事由（備-1）	被保険者が、給付責任開始の日（第6条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間（備-2）中に、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当した場合 （ア） 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当（備-3）（備-4）（備-5）したこと （イ） （ア）に定める障害に対して、身体障害者福祉法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと
(1) 支払事由（備-1）	被保険者が、給付責任開始の日（第7条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間（備-2）中に、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当した場合 （ア） 身体障害者福祉法に定める障害（別表3）の級別が1級、2級または3級の障害に該当（備-3）（備-4）（備-5）したこと （イ） （ア）に定める障害に対して、身体障害者福祉法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと				
(1) 支払事由（備-1）	被保険者が、給付責任開始の日（第6条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間（備-2）中に、次の（ア）および（イ）のいずれにも該当した場合 （ア） 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当（備-3）（備-4）（備-5）したこと （イ） （ア）に定める障害に対して、身体障害者福祉法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと				
(省 略)		(省 略)			

## 第3条 保険料の払込の免除およびその免責

① 当社は、次のとおり保険料の払込を免除します。

(1) 免除事由 (備-1)	被保険者が、給付責任開始の日（第7条）以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険料払込期間（備-2）中に、別表3に定める特定高度障害状態に該当（備-3）（備-4）した場合。 ただし、保険料の払込の免除事由および就業障害保険金の支払事由（第1条）のいずれにも該当した場合で、就業障害保険金が支払われるときには、当社は、保険料の払込の免除を行いません。
(2) 免除する保険料	次回払込期月（備-5）以後の保険料 ただし、被保険者が、戦争その他の変乱によって特定高度障害状態に該当した場合には、当社は、その原因によって特定高度障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、保険料の払込の免除額を削減することがあります。
(3) 免責事由 (備-6)	保険契約者または被保険者の故意によって、被保険者が特定高度障害状態に該当した場合

② 保険料の払込を免除した場合には、次のとおりとします。

- (1) 保険料は、保険料の払込を免除した後も「払込期月の基準日」（第8・23条）ごとに払込があったものとして取り扱います。
- (2) 保険料の払込を免除した後に保険契約の自動更新（第23条）が行なわれた場合には、更新後の保険料についても、払込を免除します。
- (3) 保険料の払込を免除した後は、保険期間・保険料払込期間の短縮（第29条）、就業障害保険金額の減額（第30条）および払済就業障害保障保険（身体障害者手帳連動型）への変更（第31条）は行ないません。
- (4) 保険契約者に保険料の払込を免除したことを通知します。

## 第3条 備考

(備-1) 保険料の払込を免除する場合をいいます。

(新設)

改定後	改定前
<p><u>(備－２) 保険契約を更新した場合には、更新後の保険料払込期間を含みます。</u></p> <p><u>(備－３) 特定高度障害状態について、給付責任開始の前までに生じていた障害に、その障害の原因となった傷害または疾病と因果関係のない給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として生じた障害が加わることによって該当したときは、給付責任開始の日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてその特定高度障害状態に該当したものと取り扱います。</u></p> <p><u>(備－４) 特定高度障害状態について、給付責任開始の前日に発病していた疾病によって該当したときでも、次の①または②の場合、その疾病によって該当した特定高度障害状態は、給付責任開始の日以後に発病した疾病によって該当したものと取り扱います。</u></p> <p><u>① 当社が保険契約の締結または保険契約の復活（第５・２・２条）の際の告知によりその疾病に関する事実を知っていた場合。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、当社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。</u></p> <p><u>② 次の（１）および（２）のいずれにも該当する場合であって、かつ保険契約者および被保険者にその疾病についての自覚または認識がなかった場合</u></p> <p><u>（１） 給付責任開始の前日に、被保険者がその疾病について医師の診療を受けたことがない。</u></p> <p><u>（２） 給付責任開始の前日に、被保険者がその疾病について健康診断等における異常の指摘を受けたことがない。</u></p> <p><u>(備－５) 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第８・２・３条）をいいます。</u></p> <p><u>(備－６) 免除事由（備－１）が発生した場合でも、当社が保険料の払込の免除を行わない場合をいいます。</u></p>	<p>(新設)</p>

改定後	改定前
<p><b>第4条 支払・払込免除の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択</b></p> <p>① 就業障害保険金もしくは死亡給付金の支払事由（第1・2条）または保険料の払込の免除事由（第3条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。</p> <p>② その受取人（備-1）は、すみやかに請求に必要な書類（別表1）を当会社に提出してその請求をしてください。</p> <p>③ 会社等の団体（備-2）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その会社等の団体（備-2）から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体（備-2）が当該保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等（備-3）として死亡退職金等（備-3）の受給者に支払う場合には、死亡給付金の請求の際に、その受取人は、（1）または（2）の書類および（3）の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等（備-3）の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。</p> <p>（1） 死亡退職金等（備-3）の受給者の請求内容確認書  （2） 死亡退職金等（備-3）の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類  （3） 保険契約者である会社等の団体（備-2）が受給者本人であることを確認した書類</p> <p>④ 就業障害保険金または死亡給付金（備-4）は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店または当社が窓口として指定した場所で支払います。</p> <p>⑤ 就業障害保険金または死亡給付金を支払うために確認が必要な次の（1）から（4）に掲げる場合において、保険契約の締結時から就業障害保険金または死亡給付金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認（備-5）を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、就業障害保険金または死亡給付金（備-4）を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて4・5日を経過する日とします。また、当社は、就業障害保険金または死亡給付金の請求者にその旨を通知します。</p>	<p><b>第3条 支払の請求、支払時期、支払場所および支払方法の選択</b></p> <p>① 就業障害保険金または死亡給付金の支払事由（第1・2条）が発生した場合には、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく当会社に通知してください。</p> <p>② その受取人は、すみやかに請求に必要な書類（別表1）を当会社に提出してその請求をしてください。</p> <p>③ 会社等の団体（備-1）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その会社等の団体（備-1）から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約について、保険契約者である会社等の団体（備-1）が当該保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等（備-2）として死亡退職金等（備-2）の受給者に支払う場合には、死亡給付金の請求の際に、その受取人は、（1）または（2）の書類および（3）の書類を当会社に提出してください。ただし、死亡退職金等（備-2）の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。</p> <p>（1） 死亡退職金等（備-2）の受給者の請求内容確認書  （2） 死亡退職金等（備-2）の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類  （3） 保険契約者である会社等の団体（備-1）が受給者本人であることを確認した書類</p> <p>④ 就業障害保険金または死亡給付金（備-3）は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店または当社が窓口として指定した場所で支払います。</p> <p>⑤ 就業障害保険金または死亡給付金を支払うために確認が必要な次の（1）から（4）に掲げる場合において、保険契約の締結時から就業障害保険金または死亡給付金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれに定める事項の確認（備-4）を行ないます。この場合には、第④項の規定にかかわらず、就業障害保険金または死亡給付金（備-3）を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて4・5日を経過する日とします。また、当社は、就業障害保険金または死亡給付金の請求者にその旨を通知します。</p>

改定後	改定前
<p>(1) 就業障害保険金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 就業障害保険金または死亡給付金の支払事由に該当する事実の有無</p> <p>(2) 就業障害保険金または死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合 就業障害保険金または死亡給付金の支払事由が発生した原因</p> <p>(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合 当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因</p> <p>(4) この普通保険約款に定める重大事由(第17条)、詐欺または不法取得目的(第12条)に該当する可能性がある場合 (2)もしくは(3)に定める事項、第17条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項(5)(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは就業障害保険金もしくは死亡給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から就業障害保険金もしくは死亡給付金の請求時までにおける事項</p> <p>⑥ 第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、就業障害保険金または死亡給付金(備-4)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-6)を経過する日とします。この場合、当会社は、就業障害保険金または死亡給付金の請求者にその旨を通知します。</p> <p>(1) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会 180日</p> <p>(2) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日</p>	<p>(同左)</p> <p>(4) この普通保険約款に定める重大事由(第16条)、詐欺または不法取得目的(第11条)に該当する可能性がある場合 (2)もしくは(3)に定める事項、第16条「重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等」第①項(4)(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは就業障害保険金もしくは死亡給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から就業障害保険金もしくは死亡給付金の請求時までにおける事項</p> <p>⑥ 第⑤項の確認をするため、次の(1)から(4)に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第④項および第⑤項の規定にかかわらず、就業障害保険金または死亡給付金(備-3)を支払うべき期限は、請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の(1)から(4)に定める日数(備-5)を経過する日とします。この場合、当会社は、就業障害保険金または死亡給付金の請求者にその旨を通知します。</p> <p>(同左)</p>

改定後	改定前
<p>(3) 第⑤項(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第⑤項(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日</p> <p>(4) 第⑤項(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日</p> <p>⑦ 第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-7)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は就業障害保険金または死亡給付金を支払いません。</p> <p>⑧ <u>保険料の払込の免除についても、第④項から第⑦項の規定を準用します。</u></p> <p>⑨ <u>解約払戻金(第21条)の支払請求があった場合についても、第④項と同様に取り扱います。</u></p> <p>⑩ <u>就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人は、就業障害保険金または死亡給付金(備-4)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる就業障害保険金または死亡給付金(備-4)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。</u></p> <p>第4条 備考</p> <p><u>(備-1) 保険料の払込の免除の場合は保険契約者として。</u></p> <p><u>(備-2) 「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。</u></p> <p><u>(備-3) 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。</u></p>	<p>(同左)</p> <p>⑦ 第⑤項または第⑥項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(備-6)は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は就業障害保険金または死亡給付金を支払いません。</p> <p>(新設)</p> <p>⑧ <u>解約払戻金(第20条)の支払請求があった場合についても、第④項と同様に取り扱います。</u></p> <p>⑨ <u>就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人は、就業障害保険金または死亡給付金(備-3)を一時金で受け取る方法にかえて、当会社の定める期間の範囲内で、当会社の定めた率の複利による利息を付けて、すえ置いて受け取る方法を選択することができます。ただし、すえ置かれる就業障害保険金または死亡給付金(備-3)の額が当会社の定める金額以上であることを要します。</u></p> <p>第3条 備考</p> <p>(新設)</p> <p><u>(備-1) 「会社等の団体」とは、「官公署、会社、工場、組合等の団体」をいい、その団体の代表者を含みます。</u></p> <p><u>(備-2) 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。</u></p>

改定後	改定前
<p>(備-4) 就業障害保険金または死亡給付金とともに支払われることとなる金額を含みます。</p> <p>(備-5) 当会社の指定した医師による診断を含みます。</p> <p>(備-6) (1) から (4) の複数に該当する場合でも180日とします。</p> <p>(備-7) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。</p>	<p>(備-3) 就業障害保険金または死亡給付金とともに支払われることとなる金額を含みます。</p> <p>(備-4) 当会社の指定した医師による診断を含みます。</p> <p>(備-5) (1) から (4) の複数に該当する場合でも180日とします。</p> <p>(備-6) 当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。</p>
<p>第5条 保険契約の申込、復活の請求および承諾通知</p>	<p>第4条 保険契約の申込、復活の請求および承諾通知</p>
<p>① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活(第22条)を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。</p> <p>(1) 当会社の定めた保険契約申込書または請求書</p> <p>(2) 被保険者についての当会社の定めた告知書(第6条)</p> <p>(省略)</p>	<p>① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活(第21条)を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。</p> <p>(1) 当会社の定めた保険契約申込書または請求書</p> <p>(2) 被保険者についての当会社の定めた告知書(第5条)</p> <p>(省略)</p>
<p>③ 当社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。</p> <p>(1) 保険契約の申込を承諾した場合 当社は次の事項を記載した保険証券を交付します。また、保険証券の交付によって、承諾通知の代わりとします。なお、保険証券には保険契約を締結した年月日を記載しません。</p> <p>(ア) 当会社名</p> <p>(イ) 保険契約者の氏名または名称</p> <p>(ウ) 被保険者の氏名</p> <p>(エ) 保険金等(備-1)の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項</p> <p>(オ) 保険金等(備-1)の支払事由および保険料の払込の免除事由</p> <p>(カ) 保険期間</p> <p>(キ) 就業障害保険金の額</p> <p>(ク) 保険料およびその払込方法(回数)</p> <p>(ケ) 契約日</p> <p>(コ) 保険証券を作成した年月日</p> <p>(省略)</p>	<p>(同左)</p> <p>(オ) 保険金等(備-1)の支払事由</p> <p>(同左)</p> <p>(省略)</p>

改定後	改定前								
<p><b>第6条 保険契約者・被保険者の告知義務</b>            当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第5・22条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者（備－1）は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者（備－1）はその医師が書面に記入した内容を確認してください。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><b>第7条 当会社の給付責任の開始および終了</b>            ① 保険契約の締結または保険契約の復活の場合（第5・22条）には、当会社は、次の日から、給付責任（備－1）を開始します。            （1） 当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第1回保険料または当会社への払込を要する金額（第22条）が払い込まれた場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">（ア） 保険契約の締結の場合</td> <td>「第1回保険料が払い込まれた日」</td> </tr> <tr> <td>（イ） 保険契約の復活の場合</td> <td>「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」</td> </tr> </table> <p>（2） 第1回保険料または当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた後に、当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">（ア） 保険契約の締結の場合</td> <td>「第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日</td> </tr> <tr> <td>（イ） 保険契約の復活の場合</td> <td>「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><b>第7条 備考</b>            （備－1） 「給付責任」とは、「就業障害保険金もしくは死亡給付金の支払事由（第1・2条）または保険料の払込の免除事由（第3条）が発生した場合に、当会社が、その支払または払込の免除を行なう責任」のことをいいます。</p>	（ア） 保険契約の締結の場合	「第1回保険料が払い込まれた日」	（イ） 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」	（ア） 保険契約の締結の場合	「第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日	（イ） 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日	<p><b>第5条 保険契約者・被保険者の告知義務</b>            当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第4・21条）の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者（備－1）は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者（備－1）はその医師が書面に記入した内容を確認してください。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><b>第6条 当会社の給付責任の開始および終了</b>            ① 保険契約の締結または保険契約の復活の場合（第4・21条）には、当会社は、次の日から、給付責任（備－1）を開始します。            （1） 当会社が保険契約の申込または復活の請求を承諾した後に、第1回保険料または当会社への払込を要する金額（第21条）が払い込まれた場合</p> <p style="text-align: center;">（同左）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><b>第6条 備考</b>            （備－1） 「給付責任」とは、「就業障害保険金または死亡給付金の支払事由（第1・2条）が発生した場合に、当会社が、その支払を行なう責任」のことをいいます。</p>
（ア） 保険契約の締結の場合	「第1回保険料が払い込まれた日」								
（イ） 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額が払い込まれた日」								
（ア） 保険契約の締結の場合	「第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日								
（イ） 保険契約の復活の場合	「当会社への払込を要する金額に相当する金額が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日								

改定後

(省 略)

第8条 保険料の払込方法(回数)および払込期月

① 第2回目以後の保険料は、保険料払込期間中、次の払込方法(回数)の中から保険契約の申込の際に選択された払込方法(回数)によって、その払込期月内に払い込んでください。なお、払込期月は、次の「払込期月の基準日」の属する月の初日から末日までとし、払込方法(回数)による保険契約の呼称は、それぞれ次のとおりとします。

払込方法(回数)	払込期月の基準日	払込方法(回数)による保険契約の呼称
(1) 年払(毎年1回払込)	契約応当日(備-1)(備-2)	「年払契約」
(2) 半年払(毎年2回払込)	契約日の半年ごとの応当日(備-2)	「半年払契約」
(3) 月払(毎年12回払込)	契約日の毎月の応当日(備-2)	「月払契約」

(省 略)

③ 「保険契約が消滅した場合」(第14・15・17・19条)または「保険料の払込を要しなくなった場合」(第3・31条)には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④ 年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」または「保険料の払込が免除された場合」(第3条)には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。ただし、保険料の払込を要しなくなった場合には、その後に保険契約が消滅したとしても「未経過保険料」の払い戻しはありません。

(省 略)

改定前

(省 略)

第7条 保険料の払込方法(回数)および払込期月

(同 左)

(省 略)

③ 「保険契約が消滅した場合」(第13・14・16・18条)または「保険料の払込を要しなくなった場合」(第30条)には、当会社は、それまでに払い込まれた第①項の保険料のうち、「払込期月の基準日」の到来していない保険料を保険契約者(備-3)に払い戻します。

④ 年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。

(省 略)

改定後	改定前
<p>⑥ <u>第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに保険料の払込の免除事由（第3条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日（第10条）までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まなかった場合（備－8）には、当会社は、保険料の払込を免除しません。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第8条 備考</u>  （備－1） 契約日（第7条）の毎年の応当日をいいます。</p> <p>（備－2） 応当日がない場合には、その月の末日とします。  （備－3） 就業障害保険金または死亡給付金を支払う場合には、その受取人とします。</p> <p>（備－4） 第⑤項または第11条「払込猶予期間中または失効取消期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱」第①項の規定により当会社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。</p> <p>（備－5） その保険料の払込期月の基準日（備－9）から次回払込期月の基準日の前日までの期間をいいます。</p> <p>（備－6） 次回払込期月の基準日の前日までの月数をいい、保険料期間（備－5）の月数未満の月数とします。なお、月数は、契約日の毎月の応当日（備－2）（備－9）から次の契約日の毎月の応当日（備－2）の前日までの期間を1ヵ月として計算し、1ヵ月未満の期間は切り捨てます。</p> <p>（備－7） 保険契約の一部が消滅する場合、その消滅する部分については、消滅前後の保険料の差額について未経過保険料を計算します。</p> <p>（備－8） <u>払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p> <p>（備－9） 第1回保険料の場合には、契約日とします。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	
	<p>（同左）</p>
	<p>（同左）</p>
	<p>（新設）</p>
	<p>（省略）</p>

改定後	改定前
<p><u>第 1 1 条</u> 払込猶予期間中または失効取消期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱</p> <p>(省 略)</p> <p>② <u>払込猶予期間中に保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を払込猶予期間満了の日までに払い込んでください。なお、未払込の保険料が払い込まれなかった場合（備 - 2）には、当会社は、保険料の払込を免除しません。</u></p> <p>③ <u>失効取消期間（第 1 0 条）中に就業障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した場合で、失効取消期間中に失効取消にかかる延滞保険料（第 1 0 条）が払い込まれたとき（備 - 3）には、当会社は、就業障害保険金の支払または保険料の払込の免除を行ないます。</u></p> <p>④ <u>第 ③ 項の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、失効取消期間中に死亡給付金の支払事由（第 2 条）が発生したとき（備 - 4）には、当会社は、死亡給付金の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、死亡給付金の支払を行ないます。</u></p> <p><u>第 1 1 条</u> 備考</p> <p>(省 略)</p> <p><u>（備 - 2） 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに未払込の保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに未払込の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>（備 - 3） 失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたときには、失効取消期間満了の日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>（備 - 4） 失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに死亡給付金の支払事由が発生したときには、失効取消期間中に死亡給付金の支払事由が発生したものとして取り扱います。</u></p>	<p><u>第 1 0 条</u> 払込猶予期間中または失効取消期間中に支払事由が発生した場合の保険料の取扱</p> <p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>② <u>失効取消期間（第 9 条）中に就業障害保険金の支払事由が発生した場合で、失効取消期間中に失効取消にかかる延滞保険料（第 9 条）が払い込まれたとき（備 - 2）には、当会社は、就業障害保険金の支払を行ないます。</u></p> <p>③ <u>第 ② 項の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、失効取消期間中に死亡給付金の支払事由（第 2 条）が発生したとき（備 - 3）には、当会社は、死亡給付金の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、死亡給付金の支払を行ないます。</u></p> <p><u>第 1 0 条</u> 備考</p> <p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>（備 - 2） 失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたときには、失効取消期間満了の日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>（備 - 3） 失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに死亡給付金の支払事由が発生したときには、失効取消期間中に死亡給付金の支払事由が発生したものとして取り扱います。</u></p>

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>第 1 5 条 告知義務違反による保険契約の解除および保険金・給付金の不支払等</u></p> <p>① 保険契約者または被保険者（備－１）が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 5・2 2 条）の際に、当社が告知を求めた事項（第 6 条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向って保険契約を解除することができます。</p> <p>② 当社は、就業障害保険金もしくは死亡給付金の支払事由（第 1・2 条）または保険料の払込の免除事由（第 3 条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、次の（１）または（２）のとおりとします。</p> <p>（１） 当社は、就業障害保険金または死亡給付金を支払いません。もし、すでにその支払を行っていた場合でも、その支払を行なった金額（備－２）を返還することを要します。</p> <p>（２） 当社は、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、（１）の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。</p> <p>③ 第②項の場合でも、就業障害保険金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が証明した場合には、その支払または払込の免除を行ないます。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>第 1 4 条 告知義務違反による保険契約の解除および保険金・給付金の不支払等</u></p> <p>① 保険契約者または被保険者（備－１）が、保険契約の締結または保険契約の復活（第 4・2 1 条）の際に、当社が告知を求めた事項（第 5 条）について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向って保険契約を解除することができます。</p> <p>② 当社は、就業障害保険金または死亡給付金の支払事由（第 1・2 条）が発生した後でも、第①項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、<u>当社は、就業障害保険金または死亡給付金を支払いません。もし、すでにその支払を行っていた場合でも、その支払を行なった金額（備－２）を返還することを要します。</u></p> <p>③ 第②項の場合でも、就業障害保険金または死亡給付金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が証明した場合には、その支払を行ないます。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

改定後	改定前
<p><u>第16条</u> 保険契約を解除できない場合</p> <p>① 当社は、次の（１）から（５）のどれかに該当した場合には、<u>第15条</u>に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>（５） 保険契約が、給付責任開始の日（<u>第7条</u>）からその日を含めて2年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて2年以内に、解除の原因となる事実により、<u>第1条第①項（１）「支払事由」（ア）</u>に規定する障害に該当したときまたは<u>保険料の払込の免除事由（第3条）</u>が発生したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続した後でも、<u>第15条</u>に規定する保険契約の解除をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><u>第17条</u> 重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等</p> <p>① 当社は、次の（１）から（６）のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向けて解除することができます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><u>（３） 保険契約者または被保険者が当社にこの保険契約の保険料の払込の免除（第3条）を行なわせる目的で、事故招致（備－１）をした場合</u></p> <p><u>（４） この保険契約の就業障害保険金もしくは死亡給付金の支払請求またはこの保険契約の保険料の払込の免除の請求に関し、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人（備－３）に詐欺行為（備－１）があった場合</u></p> <p><u>（５） 保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が、次の（ア）から（オ）のどれかに該当する場合</u></p> <p>（ア） 反社会的勢力（<u>備－４</u>）に該当すると認められること</p> <p>（イ） 反社会的勢力（<u>備－４</u>）に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること</p> <p>（ウ） 反社会的勢力（<u>備－４</u>）を不当に利用していると認められること</p>	<p><u>第15条</u> 保険契約を解除できない場合</p> <p>① 当社は、次の（１）から（５）のどれかに該当した場合には、<u>第14条</u>に規定する保険契約の解除を行なうことはできません。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>（５） 保険契約が、給付責任開始の日（<u>第6条</u>）からその日を含めて2年をこえて有効に継続した場合。ただし、給付責任開始の日からその日を含めて2年以内に、解除の原因となる事実により、<u>第1条第①項（１）「支払事由」（ア）</u>に規定する障害に該当したときには、保険契約が、給付責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続した後でも、<u>第14条</u>に規定する保険契約の解除をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><u>第16条</u> 重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等</p> <p>① 当社は、次の（１）から（５）のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向けて解除することができます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p><u>（３） この保険契約の就業障害保険金または死亡給付金の支払請求に関し、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人に詐欺行為（備－１）があった場合</u></p> <p><u>（４） 保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が、次の（ア）から（オ）のどれかに該当する場合</u></p> <p>（ア） 反社会的勢力（<u>備－３</u>）に該当すると認められること</p> <p>（イ） 反社会的勢力（<u>備－３</u>）に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること</p> <p>（ウ） 反社会的勢力（<u>備－３</u>）を不当に利用していると認められること</p>

改定後	改定前
<p>(工) 保険契約者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力（備－４）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること</p> <p>(オ) その他反社会的勢力（備－４）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること</p> <p><u>(６) 当社の保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする（１）から（５）と同等の重大な事由がある場合（備－５）</u></p> <p>② 当社は、<u>就業障害保険金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、次の（１）または（２）のとおりとします。</u></p> <p><u>(１) 当社は、第①項に定める事由が生じた時以後に就業障害保険金または死亡給付金の支払事由が発生した場合、その支払事由による就業障害保険金（備－６）または死亡給付金（備－６）の支払を行いません。もし、すでにその支払を行っていた場合でも、その支払を行なった金額（備－７）を返還することを要します。</u></p> <p><u>(２) 当社は、第①項に定める事由が生じた時以後に保険料の払込の免除事由が発生した場合、その免除事由による保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに保険料の払込を免除していた場合でも、払込を免除しなかったものとして取り扱います。この場合、払込を免除した保険料については、（１）の場合の支払を行なった金額と同様に取り扱います。</u></p> <p>(省 略)</p> <p>④ この第 17 条によってこの保険契約を解除した場合には、当社は、<u>解約払戻金（第 21 条）（備－８）</u>を保険契約者に支払います。</p> <p>第 17 条 備考</p> <p>(備－１) 未遂を含みます。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(工) 保険契約者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力（備－３）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること</p> <p>(オ) その他反社会的勢力（備－３）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること</p> <p><u>(５) 当社の保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする（１）から（４）と同等の重大な事由がある場合（備－４）</u></p> <p>② 当社は、<u>就業障害保険金または死亡給付金の支払事由が発生した後でも、第①項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、当社は、第①項に定める事由が生じた時以後に就業障害保険金または死亡給付金の支払事由が発生していたとしても、その支払事由による就業障害保険金（備－５）または死亡給付金（備－５）の支払を行いません。もし、すでにその支払を行っていた場合でも、その支払を行なった金額（備－６）を返還することを要します。</u></p> <p>(省 略)</p> <p>④ この第 16 条によってこの保険契約を解除した場合には、当社は、<u>解約払戻金（第 20 条）（備－７）</u>を保険契約者に支払います。</p> <p>第 16 条 備考</p> <p>} (同 左)</p> <p>(省 略)</p>

改定後	改定前
<p>(備-3) <u>保険料の払込の免除の場合は保険契約者とします。</u></p> <p>(備-4) <u>暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。</u></p> <p>(備-5) <u>例えば、他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人もしくは死亡給付金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。</u></p> <p>(備-6) <u>第①項(5)のみに該当した場合で、第①項(5)(ア)から(オ)までに該当したのが就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人のみであり、その就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が就業障害保険金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の就業障害保険金または死亡給付金とします。</u></p> <p>(備-7) <u>この保険契約の解除に際し、当社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。</u></p> <p>(備-8) <u>第①項(5)のみに該当した場合で、就業障害保険金または死亡給付金の一部の受取人に対して第②項(1)の規定を適用し、その受取人の受取部分の就業障害保険金または死亡給付金を支払わないときは、その支払わない部分についての解約払戻金とします。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(備-3) <u>暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。</u></p> <p>(備-4) <u>例えば、他の保険契約が重大事由によって解除される場合、または保険契約者、被保険者、就業障害保険金の受取人もしくは死亡給付金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除される場合などが該当することがあります。</u></p> <p>(備-5) <u>第①項(4)のみに該当した場合で、第①項(4)(ア)から(オ)までに該当したのが就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人のみであり、その就業障害保険金の受取人または死亡給付金受取人が就業障害保険金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、その受取人の受取部分の就業障害保険金または死亡給付金とします。</u></p> <p>(備-6) <u>この保険契約の解除に際し、当社が支払うこととなる金額があったときには、その金額を差し引いた残額とします。</u></p> <p>(備-7) <u>第①項(4)のみに該当した場合で、就業障害保険金または死亡給付金の一部の受取人に対して第②項の規定を適用し、その受取人の受取部分の就業障害保険金または死亡給付金を支払わないときは、その支払わない部分についての解約払戻金とします。</u></p> <p>(省略)</p>

改定後	改定前
<p><u>第29条</u> 保険期間・保険料払込期間の短縮</p> <p>① 保険契約者は、当会社の承諾を得て、保険期間および保険料払込期間を短縮することができます。この場合、保険契約者は必要書類（別表1）を当会社に提出してください。ただし、短縮後の保険期間および保険料払込期間が当会社の定めた取扱範囲外となる場合には短縮することはできません。</p> <p>② 保険期間および保険料払込期間を短縮した場合には、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>（2） 保険料は、次回払込期月 <u>（第3条）</u> からあらためます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p><u>第28条</u> 保険期間・保険料払込期間の短縮</p> <p style="text-align: center;">（同左）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>（2） 保険料は、次回払込期月 <u>（備-1）</u> からあらためます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p><u>第28条 備考</u>  <u>（備-1） 次の「払込期月の基準日」の属する払込期月（第7・22条）をいいます。</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>
<p><u>第40条</u> 時効による請求権の消滅</p> <p>就業障害保険金、死亡給付金、解約払戻金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利または保険料の払込の免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には、消滅します。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p><u>第39条</u> 時効による請求権の消滅</p> <p>就業障害保険金、死亡給付金、解約払戻金その他払い戻すこととなる金額を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には、消滅します。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

改定後	改定前
<p><b>第4 3条 契約条件を付加して締結した保険契約の取扱</b></p> <p>① 保険契約の申込（第5条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の（1）、（2）のいずれかまたはその両方の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の内容の変更等については、この第4 3条の規定を適用して取り扱います。</p> <p>（1） 保険料の変更 この保険契約の払い込むべき保険料を、申込の時の金額から、当会社の定める方法によりあらかじめ計算したその申込の時の金額を上回る金額に変更します。</p> <p>（2） 特定障害の不担保 （ア） 当会社の定めた不担保期間中に、身体障害者福祉法に定める身体障害状態（別表3）のうち、あらかじめ当社が指定した障害によって、就業障害保険金の支払事由が発生した場合には、第1条の規定にかかわらず、就業障害保険金を支払いません。 （イ） 当会社の定めた不担保期間中に、別表3に定める特定高度障害状態のうち、あらかじめ当社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第3条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。</p> <p>② 第①項の規定によって契約条件を付加して保険契約を締結した場合、その付加した契約条件を保険証券に記載します。</p> <p>③ 第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日から給付責任（第7条）を開始します。ただし、（2）に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日（備-1）を給付責任開始の日にすることができます。</p> <p>（1） 保険契約者が承諾した後に、第1回保険料が払い込まれた場合 「第1回保険料が払い込まれた日」</p> <p>（2） 第1回保険料に相当する金額（備-2）が払い込まれた後に、保険契約者が承諾した場合 「第1回保険料に相当する金額（備-2）が払い込まれた日」と「被保険者についての告知の日」とのいずれか遅い日</p>	<p><b>第4 2条 契約条件を付加して締結した保険契約の取扱</b></p> <p>① 保険契約の申込（第4条）の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、保険契約者の承諾を得て、その申込に当会社の指定する次の（1）、（2）のいずれかまたはその両方の契約条件を付加して保険契約を締結することがあります。この場合、保険料、給付内容または保険契約の内容の変更等については、この第4 2条の規定を適用して取り扱います。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（2） 特定障害の不担保 当会社の定めた不担保期間中に、身体障害者福祉法に定める身体障害状態のうち、あらかじめ当社が指定した障害によって、就業障害保険金の支払事由が発生した場合には、第1条の規定にかかわらず、就業障害保険金を支払いません。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>③ 第①項の契約条件を付加して締結した保険契約については、当会社の付加する契約条件を保険契約者が承諾したときに、当会社は、次の日から給付責任（第6条）を開始します。ただし、（2）に該当する場合で、保険契約者が、当会社の付加する契約条件を承諾する際に、特に申し出たときには、保険契約者が承諾した日（備-1）を給付責任開始の日にすることができます。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>

改定後	改定前						
<p>④ 第①項の契約条件を付加した保険契約については、次の表の(1)および(2)の取扱を、それぞれに定めた条件に該当する場合には取り扱いません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">取 扱</th> <th style="text-align: center;">条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 保険契約の更新</td> <td>次のどちらかに該当する場合 (ア) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (イ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 保険期間および保険料払込期間の短縮</td> <td>次のどちらかに該当する場合 (ア) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (イ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき</td> </tr> </tbody> </table>	取 扱	条 件	(1) 保険契約の更新	次のどちらかに該当する場合 (ア) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (イ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合	(2) 保険期間および保険料払込期間の短縮	次のどちらかに該当する場合 (ア) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (イ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき	(同 左)
取 扱	条 件						
(1) 保険契約の更新	次のどちらかに該当する場合 (ア) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (イ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合						
(2) 保険期間および保険料払込期間の短縮	次のどちらかに該当する場合 (ア) 「保険料の変更」の条件を付加した場合 (イ) 「特定障害の不担保」の条件を付加した場合で、不担保期間中のとき						
<p><u>第43条 備考</u>  (備-1) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、「保険契約者が承諾した日」と「当会社への払込を要する金額を払い込んだ日」とのいずれか遅い日とします。  (備-2) 第①項(1)の「保険料の変更」の条件を付加した場合、その条件を付加する前の金額を「第1回保険料に相当する金額」とみなします。</p>	(同 左)						
		<p><u>第42条 備考</u></p>					

第44条 2026年5月31日以前に申し込まれた保険契約において「特定障害の不担保」の契約条件が付加されている場合の取扱

当会社が「保険契約の申込を受けた日」が2026年5月31日以前であり、かつ、「特定障害の不担保」の契約条件が付加され、就業障害保険金の支払について下表の（1）に定める障害のうちいずれかの障害が不担保となっている保険契約においては、その不担保となっている障害の不担保期間中に、その障害と下表の同一の項目に該当する（2）に定める障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第3条の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。（備-1）

項目	(1) 身体障害者福祉法に定める身体障害状態 (備-2)	(2) 特定高度障害状態 (備-2)
視覚障害	・身体障害者福祉法に定める視覚障害	・両眼の視力を全く永久に失ったもの
音声機能、言語機能または咀嚼機能の障害	・身体障害者福祉法に定める音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	・言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
肢体不自由（上肢）	・身体障害者福祉法に定める肢体不自由（上肢）	・両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ・1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ・1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(新設)

改定後			改定前
<u>肢体不自由（下肢）</u>	<u>・身体障害者福祉法に定める肢体不自由（下肢）</u>	<u>・両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</u> <u>・1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</u> <u>・1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの</u>	<p>(新 設)</p>
<p>第 4 4 条 備考</p> <p><u>（備 - 1） 「特定障害の不担保」の契約条件によって、保険料の払込の免除について、特定高度障害状態（別表 3）のうち、当社が指定した障害が不担保となっている保険契約については、第 4 3 条「契約条件を付加して締結した保険契約の取扱」の規定によって取り扱います。</u></p> <p><u>（備 - 2） 別表 3 に定める各障害状態をいいます。</u></p> <p>(省 略)</p>			<p>(省 略)</p>

改定後		改定前	
別表		別表	
別表1 請求書類等		別表1 請求書類等	
① 保険金等の支払および保険料の払込の免除の請求書類		① 保険金等の支払請求書類	
項目	必要書類	項目	必要書類
1. 就業障害 保険金	(1) 就業障害保険金支払請求書 (2) 被保険者の身体障害者手帳の写し (3) 当会社の定めた様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 就業障害保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 就業障害保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券	1. 就業障害 保険金	(1) 就業障害保険金支払請求書 (2) 被保険者の身体障害者手帳の写し (3) 当会社の定めた様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 就業障害保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 就業障害保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券
2. 死亡給付 金	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 当会社の定めた様式による死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券	2. 死亡給付金	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 当会社の定めた様式による死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
3. 保険料の払 込の免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 当会社の定めた様式による診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 保険証券		(新設)
(注1) 当社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。		(同左)	
(注2) 当社は、1. 就業障害保険金および2. 死亡給付金の請求書類について、書面にかえて電磁的方法により提出することを認めることがあります。電磁的方法とは、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。			

改定後  
(省略)

改定前  
(省略)

別表3 対象となる障害状態

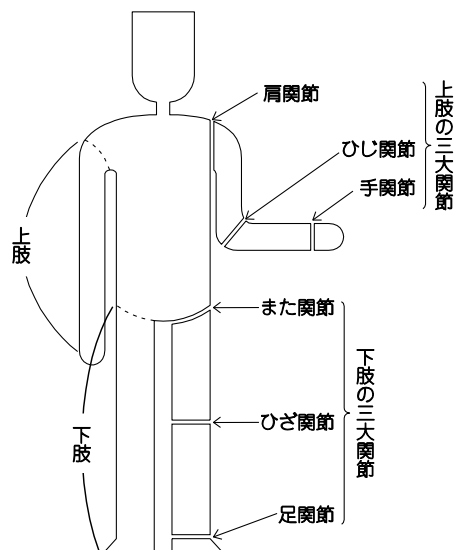
① 「身体障害者福祉法に定める身体障害状態」および「特定高度障害状態」とは、それぞれ次の状態をいいます。

項目	(1) 身体障害者福祉法に 定める身体障害状態	(2) 特定高度障害状態
1. 視覚障害	・身体障害者福祉法に定める視覚障害	・両眼の視力を全く永久に失ったもの(備-1)
2. 聴覚障害	・身体障害者福祉法に定める聴覚障害	ニ
3. 音声機能、言語機能または咀嚼機能の障害	・身体障害者福祉法に定める音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	・言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの(備-2)
4. 肢体不自由(体幹)	・身体障害者福祉法に定める肢体不自由(体幹)	ニ
5. 肢体不自由(上・下肢)	・身体障害者福祉法に定める肢体不自由(上肢) ・身体障害者福祉法に定める肢体不自由(下肢)	・両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの(備-3) ・両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの(備-3) ・1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの(備-3) ・1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの(備-3)

(新設)

改定後			改定前
6. 平衡機能障害	・身体障害者福祉法に定める平衡機能障害	二	(新設)
7. 心臓機能障害	・身体障害者福祉法に定める心臓機能障害	二	
8. 腎臓機能障害	・身体障害者福祉法に定めるじん臓機能障害	二	
9. 呼吸器機能障害	・身体障害者福祉法に定める呼吸器機能障害	二	
10. ぼうこうまたは直腸の機能障害	・身体障害者福祉法に定めるぼうこうまたは直腸の機能障害	二	
11. 小腸機能障害	・身体障害者福祉法に定める小腸機能障害	二	
12. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	・身体障害者福祉法に定めるヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	二	
13. 肝臓機能障害	・身体障害者福祉法に定める肝臓機能障害	二	
<p>(注) 上表の「-」は、(1) または (2) の障害状態について、各項目に該当する障害状態がない場合をいいます。</p> <p>② 特定高度障害状態について、視力、言語の機能、そしゃくの機能、上肢の用または下肢の用を全く失った状態が永久に継続するものとは認められなかった場合でも、その状態が、その状態となった日からその日を含めて1年以上継続したときには、継続期間が1年となった日に永久に継続する状態となったものとして取り扱います。</p>			

③ 身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表 3 備考

(備 - 1) 眼の障害 (視力障害)

- ① 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- ② 「視力を全く永久に失ったもの」とは、きょう正視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- ③ 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

(備 - 2) 言語またはそしゃくの障害

- ① 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- ② 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

(新設)

改定後	改定前
<p>(備 - 3) 「<u>上・下肢の用を全く永久に失ったもの</u>」とは、<u>完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。</u></p>	<p>(新 設)</p>

## (2) 契約変換に関する特約

[主な改定内容]

・Tタイプを契約変換した場合は、変換後契約の保険料払込免除について、変換前契約と変換後契約の保険期間を一つの保険期間とみなして取り扱うことを規定します。  
【第13条】

[約款規定例／新旧対比表]

○契約変換に関する特約条項

改定後	改定前
<p>第4章 変換後契約が無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・無解約払戻金型）または無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）の場合の取扱</p> <p>第13条 変換後契約の取扱</p> <p>① 変換前契約を変換後契約に変換した場合には次のとおりとします。</p> <p>（1） 変換後契約の保険金等（備－1）の支払および保険料の払込の免除については、<u>変換前契約から変換後契約に継続されたものとみなし、変換前契約の保険期間と変換後契約の保険期間とは継続された一つの保険期間とみなして、給付責任を負います（備－2）。</u></p> <p style="text-align: right;">（省略）</p> <p>第13条 備考</p> <p style="text-align: right;">（省略）</p> <p><u>（備－2） 変換基準日が変換前契約の保険期間満了の日の翌日（備－9）となる場合で、変換前契約において保険料の払込の免除がされていたときには、当会社は変換後契約の保険料の払込は免除しません。</u></p> <p style="text-align: right;">（省略）</p> <p><u>（備－9） 保険期間が年満期で定められている保険契約については、主契約の更新の限度まで更新した後の保険期間満了の日の翌日とします。</u></p> <p style="text-align: right;">（省略）</p>	<p>第4章 変換後契約が無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・無解約払戻金型）または無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）の場合の取扱</p> <p>第13条 変換後契約の取扱</p> <p>① 変換前契約を変換後契約に変換した場合には次のとおりとします。</p> <p>（1） 変換後契約の保険金等（備－1）の支払については、<u>変換前契約から変換後契約に継続されたものとみなし、変換前契約の保険期間と変換後契約の保険期間とは継続された一つの保険期間とみなして、給付責任を負います。</u></p> <p style="text-align: right;">（省略）</p> <p>第13条 備考</p> <p style="text-align: right;">（省略）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p style="text-align: right;">（省略）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p style="text-align: right;">（省略）</p>

※上記の備考の新設に伴い、改定前の（備－2）から（備－7）の番号を1ずつ繰り下げ、改定前の（備－8）の番号を2繰り下げます。  
また、規定本文中の備考番号（備－〇）を繰り下げ後の備考番号に変更します。

### (3) 契約者貸付の取扱に関する特約

[主な改定内容]

・Tタイプに「保険料の払込の免除およびその免責」の条を新設したことに伴い、条番号の繰り下げにかかる改定を行います。【第4条】  
 (読み替え規定中の条番号を削除します。また、「②重大疾病保障保険の契約者貸付の取扱に関する特約条項」についてもあわせて改定します。)

[約款規定例／新旧対比表]

#### ①就業障害保障保険の契約者貸付の取扱に関する特約条項

改定後	改定前
<p>第4条 主契約を払済就業障害保障保険（身体障害者手帳連動型）に変更する場合の特別取扱</p> <p>主契約を払済就業障害保障保険（身体障害者手帳連動型）に変更する場合には、主約款の「払済就業障害保障保険（身体障害者手帳連動型）への変更」の規定第①項（3）を次のとおり読み替えます。</p> <p>「（3） 就業障害保険金額は、次の（ア）および（イ）の合計額によって計算した金額にあらためます。この場合、現金貸付金があったときには、その元利合計額を（ア）および（イ）の合計額から差し引いて計算します。</p> <p>（ア） 変更前の保険契約の解約払戻金額                      （イ） 未経過保険料」</p>	<p>第4条 主契約を払済就業障害保障保険（身体障害者手帳連動型）に変更する場合の特別取扱</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（1） <u>主契約が無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動型）の場合</u></p> <p>「（3） 就業障害保険金額は、次の（ア）および（イ）の合計額によって計算した金額にあらためます。この場合、現金貸付金があったときには、その元利合計額を（ア）および（イ）の合計額から差し引いて計算します。</p> <p>（ア） 変更前の保険契約の解約払戻金額 <u>（第20条）</u>                      （イ） 未経過保険料 <u>（第7条第④項）</u>」</p> <p>（2） <u>主契約が無配当就業障害保障保険（身体障害者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型）の場合</u></p> <p>「（3） <u>就業障害保険金額は、次の（ア）および（イ）の合計額によって計算した金額にあらためます。この場合、現金貸付金があったときには、その元利合計額を（ア）および（イ）の合計額から差し引いて計算します。</u></p> <p><u>（ア） 変更前の保険契約の解約払戻金額（第21条）</u>  <u>（イ） 未経過保険料（第7条第④項）</u>」</p>

②重大疾病保障保険の契約者貸付の取扱いに関する特約条項

改定後	改定前
<p>第4条 主契約を払済重大疾病保障保険に変更する場合の特別取扱</p> <p>主契約を払済重大疾病保障保険に変更する場合には、主約款の「払済重大疾病保障保険への変更」の規定第①項（3）を次のとおり読み替えます。</p> <p>「（3） 重大疾病保険金額は、次の（ア）および（イ）の合計額によって計算した金額にあらためます。この場合、現金貸付金があったときには、その元利合計額を（ア）および（イ）の合計額から差し引いて計算します。</p> <p>（ア） 変更前の保険契約の解約払戻金額 （イ） 未経過保険料」</p>	<p>第4条 主契約を払済重大疾病保障保険に変更する場合の特別取扱</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（1） <u>主契約が無配当重大疾病保障保険の場合</u></p> <p>「（3） 重大疾病保険金額は、次の（ア）および（イ）の合計額によって計算した金額にあらためます。この場合、現金貸付金があったときには、その元利合計額を（ア）および（イ）の合計額から差し引いて計算します。</p> <p>（ア） 変更前の保険契約の解約払戻金額 <u>（第21条）</u> （イ） 未経過保険料 <u>（第8条第④項）</u>」</p> <p>（2） <u>主契約が無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）の場合</u></p> <p>「（3） <u>重大疾病保険金額は、次の（ア）および（イ）の合計額によって計算した金額にあらためます。この場合、現金貸付金があったときには、その元利合計額を（ア）および（イ）の合計額から差し引いて計算します。</u></p> <p><u>（ア） 変更前の保険契約の解約払戻金額（第22条）</u> <u>（イ） 未経過保険料（第8条第④項）</u>」</p>

## 2. 「保険契約者代理特約」の取扱開始に伴う「指定代理請求特約」の改定

[主な改定内容]

・主契約に「保険契約者代理特約」および「指定代理請求特約」を付加した場合において、「保険契約者代理人」と「指定代理請求人」の保険金等の請求の重複を防ぐ取扱を規定します。【第8条 新設】

[約款規定／新旧対比表]

○指定代理請求特約条項

改定後	改定前
<p><u>第8条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の取扱</u>  <u>主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合には、次のとおり取り扱います。</u></p> <p><u>(1) 主契約が連生終身保険および育英年金付こども保険以外の場合</u>  <u>第3条の規定により指定代理請求人を指定する場合で、主契約の被保険者と保険契約者（備－1）が同一人であるときは、指定代理請求人と保険契約者代理人は同一人を指定することを要します。</u>  <u>なお、保険契約者代理人が変更された場合には、指定代理請求人を変更後の保険契約者代理人と同一人に変更することを要します。</u></p> <p><u>(2) 主契約が連生終身保険の場合</u>  <u>第3条の規定により第1被保険者または第2被保険者の指定代理請求人が指定されている場合で、主契約の第1被保険者または第2被保険者と保険契約者（備－1）が同一人であるときは、第2条の規定にかかわらず、この特約の対象となる保険金等は、主契約および主契約に付加されている特約の給付（備－2）のうち、第1被保険者または第2被保険者が受け取ることとなる給付（備－2）とします。ただし、すえ置いて受け取る方法が選択された給付（備－2）は含みません。</u></p> <p><u>第8条 備考</u>  <u>(備－1) 年金開始日以後の年金受取人などの保険契約者から保険契約について一切の権利義務を承継した者を含みます。</u>  <u>(備－2) 「給付」とは、主約款および付加した特約の規定によって当会社が支払うこととなる保険金、給付金、年金等の給付をいい、名称を問いません。また、主約款および付加した特約の規定によって保険金、給付金、年金等の支払の際にあわせて支払われることとなる金額を含みます。</u></p>	<p>(新設)</p>

### 3. 「会社みんなでKENCO+」における健康診断結果表等の利用に伴う改定

[主な改定内容]

・告知の際に健康診断結果表等を利用できるよう改定します。【第5条】

[約款規定例／新旧対比表]

①無配当年満期重度就業不能保障定期保険（無解約払戻金型）普通保険約款

改定後	改定前
<p>第5条 保険契約の申込、復活の請求および承諾通知</p> <p>① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活（第22条）を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。</p> <p>（1） 当会社の定めた保険契約申込書または請求書</p> <p>（2） 被保険者についての当会社の定めた告知書（第6条）</p> <p>② <u>第①項の場合には、当会社は、当会社の定めた取扱基準によって、次のとおり取り扱います。</u></p> <p>（1） <u>当会社の指定した医師によって被保険者の診断を行なうことがあります。</u></p> <p>（2） <u>被保険者の診断書または健康状態その他についての資料の提出を求めることがあります。</u></p> <p>③ 当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>第6条 保険契約者・被保険者の告知義務</p> <p>当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第5・22条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者（備－1）は、その書面によって告知してください。<u>ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者（備－1）はその医師が書面に記入した内容を確認してください。</u></p> <p>第6条 備考</p> <p>（備－1） 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。</p>	<p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>② 当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>第6条 保険契約者・被保険者の告知義務</p> <p>当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第5・22条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者（備－1）は、その書面によって告知してください。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>

改定後	改定前
<p>第44条 情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱</p> <p>① 保険契約者または被保険者は、当社の承諾を得て、情報端末（備-1）を用いることによっても、保険契約の申込みもしくは復活の請求（第5・22条）または告知（第6条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。</p> <p>（1） 保険契約者は、当社の定めた保険契約申込書または請求書の提出にかえて、情報端末（備-1）に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当社に送信すること（備-2）によって、保険契約の申込みまたは復活の請求をすることができるものとします。</p> <p>（2） 保険契約者または被保険者（備-3）は、当社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末（備-1）に表示することにより当社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当社に送信すること（備-2）によって、告知することができるものとします。<u>また、当社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末（備-1）に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者（備-3）は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末（備-1）に入力した事項を確認してください。</u></p> <p>（省 略）</p>	<p>（同 左）</p> <p>（2） 保険契約者または被保険者（備-3）は、当社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末（備-1）に表示することにより当社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当社に送信すること（備-2）によって、告知することができるものとします。</p> <p>（省 略）</p>
<p>第44条 備考</p> <p>（備-1） 当社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。</p> <p>（備-2） 当社への送信にかえて情報端末（備-1）に保存する場合は、情報端末（備-1）への保存を含みます。</p> <p>（備-3） 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。</p> <p>（省 略）</p>	<p>（同 左）</p> <p>（省 略）</p>

②無配当歳満期重度就業不能保障定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）普通保険約款

改定後	改定前
<p>第5条 保険契約の申込、復活の請求および承諾通知</p> <p>① 保険契約を申し込む場合または保険契約者が保険契約の復活（第23条）を請求する場合には、被保険者の同意を得て、次の書面を当会社に提出してください。</p> <p>（1） 当会社の定めた保険契約申込書または請求書</p> <p>（2） 被保険者についての当会社の定めた告知書（第6条）</p> <p>② <u>第①項の場合には、当会社は、当会社の定めた取扱基準によって、次のとおり取り扱います。</u></p> <p>（1） <u>当会社の指定した医師によって被保険者の診断を行なうことがあります。</u></p> <p>（2） <u>被保険者の診断書または健康状態その他についての資料の提出を求めることがあります。</u></p> <p>③ 当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p style="text-align: center;">（同左）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>② 当会社が、第①項の申込または請求を承諾した場合には、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>
<p>第6条 保険契約者・被保険者の告知義務</p> <p>当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第5・23条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、<u>保険契約者または被保険者（備－1）は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者（備－1）はその医師が書面に記入した内容を確認してください。</u></p>	<p>第6条 保険契約者・被保険者の告知義務</p> <p>当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第5・23条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、<u>保険契約者または被保険者（備－1）は、その書面によって告知してください。</u></p>
<p>第6条 備考</p> <p>（備－1） 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。</p>	<p style="text-align: center;">（同左）</p>

改定後	改定前
<p>第47条 情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱</p> <p>① 保険契約者または被保険者は、当社の承諾を得て、情報端末（備－1）を用いることによっても、保険契約の申込みもしくは復活の請求（第5・23条）または告知（第6条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。</p> <p>（1） 保険契約者は、当社の定めた保険契約申込書または請求書の提出にかえて、情報端末（備－1）に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、当社に送信すること（備－2）によって、保険契約の申込みまたは復活の請求をすることができるものとします。</p> <p>（2） 保険契約者または被保険者（備－3）は、当社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末（備－1）に表示することにより当社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当社に送信すること（備－2）によって、告知することができるものとします。<u>また、当社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末（備－1）に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者（備－3）は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末（備－1）に入力した事項を確認してください。</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p style="text-align: center;">（同左）</p> <p>（2） 保険契約者または被保険者（備－3）は、当社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末（備－1）に表示することにより当社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当社に送信すること（備－2）によって、告知することができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>
<p>第47条 備考</p> <p>（備－1） 当社の定める携帯端末などの情報処理機器をいいます。</p> <p>（備－2） 当社への送信にかえて情報端末（備－1）に保存する場合は、情報端末（備－1）への保存を含みます。</p> <p>（備－3） 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p style="text-align: center;">（同左）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

以上